

「女性活躍加速のための重点方針2016」関連施策の実施状況及び決算額等について

男女共同参画会議 第16回及び第17回重点方針専門調査会 平成30年9月26日及び平成30年10月3日	参考資料4
-----------------------------------------------------------	-------

通し番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当府省				
						平成28年度予算・決算額 (千円)					平成29年度予算・決算額 (千円)					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他		2017 (通し番号) (※1)	2018 (通し番号) (※2)	関連性の高い分野	大項目
						歳出予算現額 (歳出予算現額、前年度繰越額、予算外費用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算現額、前年度繰越額、前年度繰越額、予算外費用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)													
I. あらゆる分野における女性の活躍																								
1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革																								
(1) 非正規雇用の女性の待遇改善																								
1	I	1	(1)	①	非正規雇用労働者の待遇改善支援事業(仮称)	平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「女性や若者などの多様な働き方の選択を広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は、待たないの重要課題である。我が国の非正規雇用労働者については、例えば、女性では、結婚・子育てなどもあり、30代半ば以降、自ら非正規雇用を選択している人が多いことが労働力調査から確認できるほか、パートタイム労働者の賃金水準は、欧州諸国においては正規労働者に比べて割低い状況であるが、我が国では4割低くなっている。再チャレンジ可能な社会をつくるためにも、正規か、非正規かといった雇用の形態にかかわらず、均等・均衡待遇を確保する。そして、同一労働同一賃金の実現に踏み込む。」とされている。	中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取込むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター(※)」を設置し、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、労務管理などの専門家による窓口相談や個別事業所への訪問支援等を行うとともに、商工会議所等と連携した出張相談会やセミナーを行う。	-	-	-	694,146	451,237	65.0%	-	-	-	-	-	23	3	4	-	厚生労働省	
2	I	1	(1)	①	キャリアアップ助成金の拡充	非正規雇用で働く方のうち、約8割は多様な働き方として非正規雇用を自ら選択している。しかし、不本意ながら非正規雇用で働く方がいるのも事実であり、正社員を希望する方々については正社員転換を推進するとともに、非正規雇用を選択する方々について待遇改善を進めることが重要である。	事業所内に、有期契約労働者等の雇用管理の改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップを行った場合に助成金を支給する(正社員化支援、処遇改善支援の2つのメニューに分かれている)。	41,045,208の内数	48,547,027の内数	-	65,993,129の内数	77,745,890の内数	-	-	-	-	-	6	-	3	4	-	厚生労働省	
3	I	1	(1)	①	パートタイム労働対策の推進	パートタイム労働者は雇用労働者全体の約3割を占め、基幹的な働き方をとする者も増加しており、我が国の経済に果たす役割の重要性も増大している。パートタイム労働は就業時間に制約のある者が従事しやすく、自らその働き方を選択している者も多い一方で、現状では待遇が働き方や貢献に見合っていない場合もあり、均等・均衡待遇の一層の確保が求められる。また、非自発的にパートタイム労働に就く者も存在することから、パートタイム労働者の希望に応じて、正社員への転換も含むキャリアアップが図られることが必要である。	短時間労働者について正社員との均等・均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助を行うとともに、短時間労働者の雇用管理の改善に向けた事業主の自主的な取組の促進、職務分析・職務評価の普及・導入支援、短時間労働者のキャリアアップを支援する事業の実施や、パートタイム労働者の雇用管理改善に資する情報や、パートタイム労働者のキャリアアップに必要な情報を一元的に提供する「パート労働ポータルサイト」を運営する。	691,636	556,074	80.4%	709,995	579,254	81.6%	-	-	-	-	-	5	22	3	4	-	厚生労働省
(2) 長時間労働の削減																								
4	I	1	(2)	①	長時間労働の削減	①中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率(50%以上)の適用猶予の廃止や年次有給休暇の取得促進等を内容とする労働基準法等の改正案の早期成立を図るとともに、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制を充実強化する。また、企業における時間外労働の実態等の労働時間の実態や長時間労働は正に働いた具体的な取組などに関する情報公開の在り方について検討するとともに、労働時間等設定改善指針の改正の状況や労使の意見を踏まえ、必要に応じて休憩時間(勤務間インターバル)規制の導入、年次有給休暇等の連続取得等を可能とする職場環境整備、時間当たりの成果を評価する制度の普及に向けた取組等、長時間労働の削減に向けた更なる取組を検討する。また、時間外労働規制の在り方について再検討を行う。	女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献などの生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	・罰則付きの時間外労働の上限規制の導入、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し、高度プロフェッショナル制度など多様な柔軟な働き方を可能とする制度の創設などの労働基準法改正を含む働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年6月に成立したことを受け、事業主等に対する法内容の周知や届出の受理等を行うための体制整備を図る。	2,001,322	833,454	41.6%	2,100,667	1,384,886	65.9%	-	-	-	-	1,3	77,79	1	1	3-1	厚生労働省

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について【平成30年2月】での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について【平成30年9月】での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当府省					
						平成28年度予算・決算額 (千円)		平成29年度予算・決算額 (千円)		法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017 (通し番号) (※1)	2018 (通し番号) (※2)	関連性の高い分野	その他								
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算買戻額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算買戻額及び流用等増減額を加除したもの)									決算額	使用割合(%)						
(3)場所の制約を受けない多様な働き方の推進																									
5	I 1 (3) ①		(参考)国家公務員テレワーク取組状況等調査の実施	(参考)多様で柔軟な働き方が選択できる社会、女性の活躍推進とその前提となるワークライフバランスの実現を図るため、その前提となるテレワークを社会全体へと波及させる観点から、国家公務員自らが率先してテレワーク導入に取り組みが必要あり、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」(平成27年1月21日)により、各府省庁のテレワーク推進体制の整備がされたこと。	(参考)「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、府省庁における平成29年度テレワーク取組状況の実態調査(各府省庁の推進計画のフォローアップも含む)を実施し、30年6月にその結果を公表。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(参考)国家公務員テレワーク取組状況等調査(「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各府省庁等で策定しているテレワーク推進計画のフォローアップも含む)	2	3			内閣官房
6	I 1 (3) ①		ふるさとテレワーク推進事業(地域情報化アドバイザー派遣事業を含む)	「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定)において「テレワークによるワークライフバランスの推進、業務効率化、生産性向上、地方創生等の観点から、関係府省庁においてテレワーク導入の課題を共有し、課題解決に資するよう各種テレワーク推進施策の連携を図りつつ効果的な措置を検討」するとされており、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成28年6月2日閣議決定)、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)及び「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)等の政府方針において、テレワークの推進が挙げられていることから、テレワークの導入促進を行う。	地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進するふるさとテレワークを推進するため、引き続き、ふるさとテレワークを導入する地方自治体等に対する補助事業等を実施する。 また、働き方改革の実現に向けて、ICTを活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするテレワークの普及を推進するため、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報の実施など、企業等におけるテレワークの導入支援を行う。	720,965	426,389	59.1%	629,848	363,684	57.7%	-	-	-	-	-	-	17	91	3	1	1-1		総務省	
7	I 1 (3) ①	①ICT技術を活用したテレワーク等により、官民共にこれまで以上に柔軟で多様な働き方の促進を図る。サテライトオフィスの整備の拡大や昨年度までに行ったテレワークモデルの実証結果を踏まえた、テレワークモデルの構築及びその成果の普及等を通じテレワークを導入する企業を支援するとともに、地方創生の観点も踏まえ、中山間地域や地方都市などの企業等への専門家の派遣の積極的な実施や気運醸成に向けたフォーラムの全国展開を図る。 また、政府共通プラットフォームの利モトアクセス環境提供サービスの利用拡大を図る等、在宅等でのテレワークを推進し、執務室勤務を前提としない働き方を積極的に導入することで、国家公務員のワークスタイルの変革を実現する。	政府情報システム刷新のためのクラウド基盤の整備・運用	政府情報システムのクラウド化を推進するため、これまで、各府省が情報システムの稼働に必要なサーバ機器やサーバ機器を設置するデータセンタを別々に整備し、かつ運用・監視業務等も別々に実施している状況に対し、クラウドコンピューティング技術を活用した「霞が関クラウド」とも言える「政府共通プラットフォーム」を平成28年3月より運用開始し、政府情報システムの運用コストの削減や情報セキュリティ対策の向上に寄与するよう、クラウド化を推進しているところである。	各府省別々に構築・運用している政府情報システムのクラウド化を図るための基盤として、仮想化技術等を活用し、①複数システムでのハードウェアの共用、②OS・ミドルウェア等の基盤ソフトウェアの共通化、③運用監視の一元化等を実現する政府共通プラットフォームを整備・運用し、政府情報システムのうち府省共通システムや中小規模のシステムを中心に、費用対効果を踏まえながら利用を推進している。	12,380,828の内数	11,861,872の内数	-	13,289,774の内数	11,988,834の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-		総務省		
8	I 1 (3) ①		「多様で安心できる働き方」の導入促進事業	テレワークを導入することは、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、テレワークによる働き方が、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が重なったことによる理由から、事業主がテレワークの導入をためらうことが多い。 また、育児・介護等の理由によって、職場での就労が困難となるおそれがある者にとって、テレワークによる働き方が有効であるにも拘わらず、個人に対する情報提供、実感を有する機会等の提供等が十分でない。 さらには、平成20年度に策定された「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」の改訂について、以降、ICTの技術革新が急速に進化し、職場との連絡にスマホや端末タブレットを使用する例が日常的となっている。 このため、事業主にはテレワーク中の労務管理の方法について、また、労働者にはテレワークに係る労働関係法令についての理解の促進を図る必要がある。	・平成30年2月に、在宅勤務ガイドラインを見直し、長時間労働を招かないよう労働時間管理の仕方などを整理し、在宅勤務以外の形態にも対応した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定した。 ・労働者向けのイベントを開催して、テレワークに係る労働関係法令等の講義やテレワークによる働き方の体験を目的とした事業場を行っている(平成29年度16回開催)。	20,209	19,536	96.7%	22,457	21,569	96.0%	-	-	-	-	-	-	16	96	3	1	1-1		厚生労働省	
9	I 1 (3) ①		テレワーク等の普及促進事業  (※『仕事と子育てを支援する』サテライトオフィスを活用したモデル事業」から施策名を変更)	テレワークは、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定)により改定、等の閣議決定において、地方創生、女性の活躍等の観点から、その活用を盛り込んでいる。 テレワークについては、その推進が求められているところであるが、他方で、在宅で勤務を行うことで、過重労働の要因となる長時間労働につながりやすいことや、企業の労務管理が煩雑となるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及促進していく必要がある。 また、新たな課題として、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においては、一億総活躍を実現するためには、がん患者等が、希望や能力、疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要であり、治療と職業生活の両立支援に取り組むこととされた。	・住居地に近いサテライトオフィスでの働き方は、育児の時間を必要とする子育て世代にとって仕事との両立が図られるなどメリットがあることから、サテライトオフィスでのテレワークに関するモデル事業を実施している。  ・治療と職業生活との両立支援のためのテレワークの在り方等についてのニーズを把握するために、検討委員会の設置、医療機関、入院患者等に対するヒアリング調査及びアンケート調査の実施、調査結果の分析を行った(平成29年度終了済み)。 ・サテライトオフィスでの適正な労務管理下における良質なテレワークの推進のため、推進手段や方策等を十分検討するための場として「テレワーク普及促進委員会」を設けている。	-	-	-	351,122	120,078	34.2%	-	-	-	-	-	-	14, 15	97	3	1	1-1		厚生労働省	

※1 「2017(通し番号)」は、「女性の活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性の活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目			重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係			担当 府省		
								平成28年度予算・決算額 (千円)				平成29年度予算・決算額 (千円)				法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い		その他	
								歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	分野	大 項目										
10	1	1	(3)	①	テレワーク宣言 応援事業	テレワークによる働き方は、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とすることから、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護等との両立を実現するものであり、また、企業がテレワークを導入することによって、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるため、良質なテレワークの普及・促進をはかる。	《(通し番号11)「テレワークの普及促進に向けた気運の醸成」③と同内容》 企業のトップが、テレワークによる働き方の実現を宣言(「テレワーク宣言」という。)し、適正な労務管理下における良質なテレワークを導入する取組を実施する。産業界に良質なテレワークの導入促進の波及効果をもたらすために、テレワーク宣言企業の取組の内容をホームページやセミナーを通じて広く世の中に周知している。	-	-	-	(通し番号11) 「テレワークの 普及促進」向 けた気運の醸 成」の中で実施	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	1-1	厚生 労働 省		

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。



通し番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当府省			
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017 (通し番号) (※1)	2018 (通し番号) (※2)	関連性の高い分野	その他				
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)												
(4) 公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速																							
17	I	1	(4)	①②③	公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条において、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同法第20条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するよう努めるものとされている。また、同法第20条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成29年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)を策定した。</p> <p>これらに基づき、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、この取組を地方公共団体、東京オリパラ関連、民間企業等へ広めることにより、働き方改革を進める企業のインセンティブとして、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。</p>	<p>【平成28年度】 ○調達に関する民間企業等の状況調査の実施(二次補正) 調達を通じたワーク・ライフ・バランス等の推進の取組に関する民間企業等の状況調査・公表し、取組の加速を図る。 ○国の全26機関が平成28年度中に取組を開始し、うち、全面实施は19機関。</p> <p>【平成29年度】 ○調達を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の取組の情報発信 女性活躍推進法サイトを拡充し、独法等、地方公共団体等の公共調達の好事例や、WTO対象事業に係る外国法人の情報公表など、調達を通じたワーク・ライフ・バランス等推進の取組を情報発信。 ○調達を活用したワーク・ライフ・バランス加速調査研究 国・地方公共団体等における公共調達(配点事例、効果等の分析・検証、好事例の収集等)の事例調査を実施。 ○取組開始初年度となる平成28年度の国の取組状況を公表。 金額 約6,200億円(取組対象の約15%)、件数 約8,500件(取組対象の約20%)</p> <p>【平成30年度】 ○国の全26機関のうち、全面实施は20機関。独立行政法人等の全182機関のうち、170機関が全面实施。 ○平成29年度の国及び独立行政法人等の取組状況を調査し、今後公表予定。</p>	7,461	5,184	69.5%	7,167	7,236	101.0%	-	-	-	-	36,37,38,39,40	83,84	3	3	1-4 2-4 5-1 6-3 10-5	内閣府、総務省、厚生労働省
(5) 育児・介護休業等の取得促進																							
18	I	1	(5)	①	両立支援等助成金(出生時間立支援コース)	<p>男性の育児休業取得等については、以下のとおり閣議決定等により方針や数値目標が掲げられている。</p> <p>(1) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) ・男性の育児休業取得率 2015(平成27)年 2.65% → 2020(平成32)年 13% ・男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 2015(平成27)年 把握していない → 2020(平成32)年 80%</p> <p>(2) 少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定) ・配偶者の産後8週間以内の父親の育児休業の利用を促進する ・数値目標 6歳未満の子をもつ男性の育児・家事関連時間 2011(平成23)年 1日当たり67分 → 2017(平成29)年 1日当たり2時間30分 これらを踏まえ、助成金の支給により事業主等の取組をさらに促進し、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を進める。</p>	<p>男性労働者が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業等を取得させた事業主に助成金を支給する。</p>	1,174,500	940,200	80.1%	878,400	2,112,743	240.5%	-	-	-	-	26,53	115,122	1	2	-	厚生労働省
19	I	1	(5)	②	育児・介護休業法施行規則等の改正	<p>改正育児・介護休業法の施行のために、新たに厚生労働省令で定めるべきとされた事項や事業主が講ずべき措置等についての指針を定める必要があるため、育児・介護休業法施行規則等の改正を目的とする。</p>	<p>省令については、子の看護休暇を1日未満単位で取得することが可能となることに伴う所要の規定の整備、職場に併用する育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の新設に伴う所要の規定の整備等を行った。 指針については、有期契約労働者の育児休業等取得要件に関する事項、子の看護休暇及び介護休暇に関する事項、育児休業又は介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置等の雇用管理に関して必要な措置を講ずるに当たっての事項等を定めた。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,53	122	3	1	-	厚生労働省	
20-1	I	1	(5)	②	中小企業における育児・介護支援プラン導入プログラム事業	<p>平成27年3月20日に閣議決定された「少子化対策大綱」において、育児復帰支援プランによる支援及び助成金を支給することにより、労働者の円滑な育児取得・職場復帰を促すこととしている。</p> <p>また、平成27年10月7日に閣議決定された「基本方針」における「新・三本の矢」においては、「介護離職ゼロ」の実現を目指し、仕事と介護が両立できる社会づくりを加速することとされたことから、中小企業における育児休業・介護休業の取得及び円滑な職場復帰による継続就業支援を行う。</p>	<p>○中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育児復帰支援プラン」及び「介護支援プラン」の策定・利用を支援 ・「育児復帰支援プラン」モデルを周知し、その普及促進を図る。 ・「仕事と介護の両立支援事業」において作成した「介護支援プラン」モデル等を周知し、その普及促進を図る。 ・個々の事業主の状況に応じたプランの策定支援を行うプランナー(育児復帰及び介護)を養成し、プランナーによる事業主のプラン策定支援を行う。</p>	366,499	190,499	52.0%	336,545	216,122	64.2%	-	-	-	-	27	-	3	1	-	厚生労働省
20-2	I	1	(5)	②		<p>○中小企業への助成金支給 プランの策定を行い、対象労働者が育児休業を取得・復帰した場合に、助成金を支給する。</p>	<p>○中小企業への助成金支給 プランの策定を行い、対象労働者が育児休業を取得・復帰した場合に、助成金を支給する。</p>	807,900	457,500	56.6%	2,956,600 の内数	1,743,252 の内数	-	-	-	-	-	-	3	1	-	厚生労働省	

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省						
						平成28年度予算・決算額 (千円)					平成29年度予算・決算額 (千円)					法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他		2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他		
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	1	3										1	3
21	I 1 (5) ③	③男性が家事・育児に参画することが、長時間労働の是正とともに少子化対策として求められていることから、男性の配偶者の出産直後の休暇取得を促進する「さんきゅうパパプロジェクト」の取組を一層進めていくことにより、子育て世代の男性が家事・育児に参画することへの気運の醸成を図る。	さんきゅうパパプロジェクト促進事業(男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業)	・我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べ少なく、夫が休日に行う家事・育児の時間が第2子以降の出生に影響していることを示す調査結果などもあり、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つになっている。 ・そうした認識の下、「さんきゅうパパプロジェクト」の取組は、子供が誕生するときに、家族が時を共にし、絆を深め、男性が家事・育児をするきっかけになるよう、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すもの。 ・少子化社会対策大綱(平成29年3月20日閣議決定)においては、男性による配偶者の出産後2か月以内の休暇取得率80%(2020年)を目標に掲げている。	出産後、休暇を取得するとい日や、休暇時どのようなことをするのがよいかを紹介するなど工夫をしつつ、引き続き、企業・団体等への意識改革、機運の醸成を図っていく。	12,097	32,750の内 数	-	8,000	25,701の内 数	-	-	-	-	-	53, 56	122, 124	1	3	-	内閣府					
22	I 1 (5) ④	④企業の中核を担う労働者が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐため、労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行う事業主に対する支援の強化を図る。	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)	年間約10万人の労働者が家族の介護や看護を理由として離職し、企業にとつて大きな損失となっている。 このような状況の中、「新・三本の矢」(平成27年10月7日閣議決定)において、「介護離職ゼロ」の実現を目指すし、「仕事と介護が両立できる社会づくりを加速する」とされており、仕事と介護の両立は政府が掲げた喫緊の課題となっている。 以上から、労働者の仕事と介護の両立支援を推進するため、「介護支援取組助成金」及び「育児・介護支援プランコース」を整理・統合し、仕事と介護の両立を総合的に支援する助成金として見直しを行い、介護離職ゼロの実現を目指す。	厚生労働省が策定した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組により仕事と介護の両立に資する職場環境を整備し、「介護支援プラン」の策定・導入により円滑な介護休業取得・職場復帰をした労働者や介護のための勤務制限制度の利用者が生じた事業主に支給する。	1,010,600	0	0%	1,233,700	24,720	2.0%	-	-	-	-	26	-	3	1	-	厚生労働省					
23	I 1 (5) ④		仕事と介護の両立支援事業	平成27年10月7日に閣議決定された「基本方針」における「新・三本の矢」においては、「介護離職ゼロ」の実現を目指すし、仕事と介護が両立できる社会づくりを加速することとされたことから、介護離職の未然防止と介護を行っている労働者の継続就業を促進する。	平成27年度に改訂した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進を図るとともに、育児と異なり、急な対応が必要となることが多く、介護を行う期間・方策も様々であるという介護の特質を踏まえ介護に直面し、休業を取得する労働者が発生した場合の企業の対応モデルとなる「介護支援プラン」モデルを構築し、その周知を図る。また、労働者に対しては、仕事と介護を両立するための仕組みを活用して就業継続している事例を収集し、周知する。	52,794	42,166	79.9%	55,814	43,558	78.0%	-	-	-	-	27	-	3	1	-	厚生労働省					
(6) 男性が家事・育児等へ参画する国民全体の気運の醸成																										
24	I 1 (6) ①	①男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。	男性の家事・育児等参加促進事業	男性が家事・育児等に参画することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれた。 計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としている。(現状約1分) 平成28年5月にすべての女性が輝く(社会づくり本部)において決定した「女性活躍加速のための重点方針2016」では、「男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進することとされた。	○男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくることが重要との考えに立ち、様々なライフステージ(結婚、妊娠、出産期など)、多様な価値観を持つ男女と興味・関心を持ってもらえる場としてのイベントを開催する。 ・基調講演：パネルディスカッション(メイン会場) ・ワークショップ、トークセッション(サブ会場) ・専門家によるライフプランの設計や、民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展 ○インターネット等の啓発広報を展開する。 ○上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成する。	13,313	11,893	89.3%	17,220	15,302	88.9%	-	-	-	-	51, 52	123	1	3	3-1 3-3 10-2	内閣府					
25	I 1 (6) ②	②家事・育児等に男性が参画できるような環境の整備など働き方の変革につながった企業の先進事例の収集を行い、積極的に発信することで企業における取組の促進を図る。	企業等におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査研究及び情報提供	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(「行動指針」)において、国の取組として、「労務による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業の好事例や取組のノウハウ等の情報を提供していくこととされている。また、昨年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「男性が家事・育児・介護に参画等するための環境整備や情報の提供等の支援を行う」とされている。 こうした必要性を踏まえ、内閣府では、様々な主体における、仕事と生活の調和の取組状況等について、専門的かつ多角的な観点から分析を行い、啓発ツールとして好事例集を作成する。	主に男性の家事・育児等への参画に向けた仕事と生活の調和推進のための社内制度・マネジメントのあり方に関して調査・研究し、その結果について、啓発用ツールとして「男性の働き方改革・意識改革に向けた職場のワーク・ライフ・バランス推進のための取組事例集」を作成。(平成29年3月公表) ・時間等に制約のある社員に対するキャリア形成支援の取組を調査・研究し、その結果について、啓発用ツールとして働き方に制約のある社員に対するキャリア支援の取組事例集を作成。(平成30年3月公表)	-	-	-	5,202	7,020	134.9%	-	-	-	-	42, 43	85, 86	1	3	3-1 3-3 10-2	内閣府					
26	I 1 (6) ③	③若年男性が子供の安全を含め多様な生活の視点を持ち、また、安心して家事・育児等に参画できるよう、地方公共団体や消費者関連団体等と連携して啓発手法の開発・実施を行う。	子供の事故防止に関する取組の推進	我が国では、消費生活上の事故等によって、14歳以下の子供が毎年約300人亡くなっている。子供の事故を防止するため、注意喚起等の啓発活動や子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等に関する取組を推進する。	子供の事故情報の分析及び保護者意識の実態調査を実施し、その結果を踏まえて、母親のみならず父親の意識・関心を高めるべく、啓発活動等の取組みを推進する。	-	-	-	14,782	11,752	79.5%	-	-	-	1名 増員	-	54	193, 194	9	1	-	消費者庁				

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく(平成30年度予算案等について)(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく(平成30年度概算要求等について)(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。



通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省		
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他			
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したも)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したも)	決算額	使用割 合 (%)										2019 (通し番 号) (※3)	2020 (通し番 号) (※4)
32	1 2 (3) ①		国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	国家公務員においては、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍するための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成28年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。平成29年1月26日一部改正。以下「取組指針」という。)取組指針に基づく各府の取組計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく特定事業主行動計画に基づき、率先して女性活躍・ワークライフバランス推進に取り組んでいるところ。また、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)等を踏まえ、「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」(平成28年7月29日内閣官房内閣人事局決定。以下「重点取組方針」という。)を策定し、「働き方改革」を更に加速することとしたところ。 男女全ての職員にとって働きやすい職場環境づくりに向けて、女性活躍・ワークライフバランス推進の動きを加速していく。	上記目的の達成に向け、取組指針等に基づき、 ・女性職員が若いうちから将来のキャリアをイメージしつつ仕事への意欲を高めるための研修の実施等による積極的育成 ・女性職員の活躍及び男女のワークライフバランスに資する取組を行う管理職を増やすための研修の実施やeラーニング教材の開発 ・男女全ての職員のワークライフバランスの実現のため、「ゆゆう」等を通じた超過勤務の縮減、業務の効率化、フレックスタイム制等による時間と場所の柔軟化等に加え、重点取組方針に基づきリモートアクセスとペーパーレスの推進、管理職をはじめとしたマネジメント改革、不要業務の廃止を含めた業務効率化等による「働き方改革」等に取り組んだ。	50,282	41,666	82.9%	67,063の内数	74,478の内数	-	-	-	-	20,44,45,48,59	87,88,89,100,119,155	2	3	-	内閣官房		
33	1 2 (3) ①		政府情報システム刷新のためのクラウド基盤の整備・運用	政府情報システムのクラウド化を推進するため、これまで、各府省が情報システムの稼働に必要なサーバ機器やサーバ機器を設置するデータセンタを別々に整備し、かつ運用・監視業務等も別々に実施している状況に対し、クラウドコンピューティング技術を活用した「霞が関クラウド」とも言える「政府共通プラットフォーム」を平成28年3月より運用開始し、政府情報システムの運用コストの削減や情報セキュリティ対策の向上に寄与するよう、クラウド化を推進しているところである。	各府省別々に構築・運用している政府情報システムのクラウド化を図るための基盤として、仮想化技術等を活用し、①複数システムでのハードウェアの共用、②OS・ミドルウェア等の基盤ソフトウェアの共通化、③運用監視の一元化等を実現する政府共通プラットフォームを整備・運用し、政府情報システムのうち府省共通システムや中小規模のシステムを中心に、費用対効果を踏まえながら利用を推進している。	12,380,828の内数	11,861,872の内数	-	13,289,774の内数	11,988,834の内数	-	-	-	-	105	2	3	-	総務省			
34	1 2 (3) ②		女性地方公務員の活躍推進に向けた戦略的広報・情報発信	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体制の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方針について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍・働き方改革に関する先進的な取組事例を紹介するほか、地方公共団体と総務省の女性職員活躍・働き方改革の担当者が、各団体に共通の課題について、具体的・実践的な取組手法等を検討する場(「女性地方公務員活躍・働き方改革推進協議会」)を設置する。 また、民間事業者の専門的知見を得て、地方公共団体の女性職員活躍及び働き方改革を推進するための実践的方策について調査研究を行い、平成30年3月に「地方公共団体における女性活躍・働き方改革推進のためのガイドブック」を作成した。	-	-	-	15,549	13,155	84.6%	-	-	61	-	2	3	-	総務省			
35	1 2 (3) ③		理工系女子(リケジョ)啓発イベント	この4月よりスタートした「第5期科学技術基本計画」では、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進することを掲げ、あわせて、自然科学系全体での新規採用に占める女性研究者の割合を30%にすること(平成24年度現在25.4%)を目標としている。 女性の参画拡大において、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大も重要な取組の一つであり、いわゆるリケジョイベントの実施を強力に推進しているところである。この基本計画に基づき、次世代を担う女性の科学技術人材の裾野の拡大のため、女子中高生等の理工系選択への興味関心や理解を深めることを目的とし、開催するもの。	本イベントは、主に女子中高生を対象に、理工系女子として活躍している女性研究者の話を聞きながら、質疑応答や意見交換を通して、理工系選択への興味関心を高めるとともに、理解を深めるイベントである。  【これまでの取組状況(イベント開催実績)】 ・平成28年1月「理工系女子の未来を考えよう in 沖繩」(主催:内閣府・沖縄科学技術大学院大学) ・平成28年5月「理工系女子の未来を考えよう in Tokyo」(主催:内閣府・東京理科大学) ・平成29年5月「進路で人生どう変わる? 理系で広がる私の未来」(主催:科学技術振興機構、共催:内閣府、文部科学省) ・平成30年6月「進路で人生どう変わる? 理系で広がる私の未来2018」(主催:内閣府、文部科学省、科学技術振興機構)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	166	5	3	-	内閣府	

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく(平成30年度予算案等について)(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく(平成30年度概算要求等について)(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係				担当 府省
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い		その他		
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したも)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したも)	決算額	使用割 合 (%)							分野	大 目 目			
36	I 2 (3) ③	産学連携分野における女性参画の動きをさらに加速させる。平成28年度に構築した産学官による「理工系女子応援ネットワーク」の本格展開を進めるとともに、女子児童・生徒等への理工系分野に対する興味、関心や理解を向上させる取組を強力に推進し、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大に取り組む。また、地域において理工系女性の活躍を拡大するための運営協議会等の構築や、理工系女性が必要とする企業ニーズやスキル、ロールモデルなどの情報へのアクセス向上のための取組を進める。	理工系分野における女性活躍推進に向けたシンポジウム、調査研究、理工系分野の調査研究、理工系分野の調査研究、理工系分野の調査研究	我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れて科学技術・学術活動を活性化していくためには、理工系分野の女性研究者・技術者となり得る人材を育成していく必要がある。しかしながら、現在のところ、我が国の研究者に占める女性の割合は、14.7%と他の先進諸国と比べて低水準であり、また、理工系を専攻する女性の割合は、理学26.8%、工学13.6%(大学)となっており他専攻に比べて低水準である。 昨年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」に取り組むこととしており、「女性活躍加速のための重点方針2016」においても、女子児童・生徒等の理工系進路選択に向けた取組を強力に進めることとしている。こうした政府方針を踏まえて、理工系女性人材の層を厚くするため、女子生徒等及び保護者・教師に対する理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系女子応援ネットワークの促進、関係情報の発信、産業界で活躍する理工系女性を初めとしたロールモデルの提示等を総合的に実施する。	平成29年度中に以下の取組を実施した。 ・産学官からなる支援体制の構築を目的としたネットワークの形成及び連携と情報交換等を目的とした「理工系女子応援ネットワーク会議」を平成29年10月4日に開催。 ・女子生徒等や保護者を対象に理工系選択のメリットや、進学・就職に関する情報を周知・啓発するシンポジウム「進路で人生どう変わる？理系で広がる私の未来」をJST主催、内閣府・文部科学省の共催で平成29年5月27日に開催。 ・女子生徒等が理工系分野に進みにくい阻害要因を調査分析し、その解消に必要な施策や情報提供のあり方等について検討するため、「女性生徒等の理工系進路選択支援に向けた生徒等の意識」に関する調査研究を実施。 ・「理工系分野」サイトに関連施策やイベント情報を充実させるとともに、理工系進路選択に関する理解促進に向けた動画を新たに公開。	16,752	13,309	79.4%	22,950	16,920	73.7%	-	-	-	-	73	165	5	3	-	内閣府	
37	I 2 (3) ③	産学連携分野における女性参画の動きをさらに加速させる。平成28年度に構築した産学官による「理工系女子応援ネットワーク」の本格展開を進めるとともに、女子児童・生徒等への理工系分野に対する興味、関心や理解を向上させる取組を強力に推進し、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大に取り組む。また、地域において理工系女性の活躍を拡大するための運営協議会等の構築や、理工系女性が必要とする企業ニーズやスキル、ロールモデルなどの情報へのアクセス向上のための取組を進める。	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。	<施策概要> 1:継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築(産学官の連携したコンソーシアムや運営協議会等) 2:文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチ仕組みの構築(学校訪問による全生徒を対象とした取組等) 3:教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択が可能となるような環境・土壌の構築(シンポジウム、理系キャリア相談会等のイベントの開催等) 4:複数年度支援による効果的なPDCAサイクルの構築 5:国立研究開発法人科学技術振興機構による効果的な側面の支援(事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等)  <これまでの取組/来年度の実施予定> 女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、文部科学省として、独立行政法人(国立女性教育会館)や大学等によるシンポジウムの開催や、実験教室の開催を支援してきた。来年度も引き続き新規規模を採択し、取組を推進する。	30,000	-	-	45,000	-	-	-	-	-	75	167	5	3	-	文部科学省		
38	I 2 (3) ③	産学連携分野における女性参画の動きをさらに加速させる。平成28年度に構築した産学官による「理工系女子応援ネットワーク」の本格展開を進めるとともに、女子児童・生徒等への理工系分野に対する興味、関心や理解を向上させる取組を強力に推進し、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大に取り組む。また、地域において理工系女性の活躍を拡大するための運営協議会等の構築や、理工系女性が必要とする企業ニーズやスキル、ロールモデルなどの情報へのアクセス向上のための取組を進める。	理系女性活躍促進支援事業	経済産業省及び文部科学省の共同事務局で設置している「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」(以下「円卓会議」)では、特定の産業界分野で人材が不足していること、産業界は採用した学生に対して再教育している実態があることが示された。 円卓会議では、産業界で求められる人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進策として、産学官において重点的に着手すべき取組を「理工系人材育成に関する産学官行動計画」としてまとめられており、本事業も当該行動計画における取組目として位置づけられている。	女性活躍推進のため、理系女性を持っているスキルと産業界が求めるスキルの可視化を行い、女性自身がどのようなスキルを身につければよい把握できるような環境整備等を実施するため、平成29年度に「リジェノナビ」を整備・公開した。本年度は当該システムの周知・広報を行うべく関係大学に対して周知依頼を実施した。	20,000	18,489	92.4%	10,001	9,999	99.98%	-	-	-	-	76	168	5	1	5-3	経済産業省	
39	I 2 (3) ③	産学連携分野における女性参画の動きをさらに加速させる。平成28年度に構築した産学官による「理工系女子応援ネットワーク」の本格展開を進めるとともに、女子児童・生徒等への理工系分野に対する興味、関心や理解を向上させる取組を強力に推進し、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大に取り組む。また、地域において理工系女性の活躍を拡大するための運営協議会等の構築や、理工系女性が必要とする企業ニーズやスキル、ロールモデルなどの情報へのアクセス向上のための取組を進める。	建設業における女性活躍の推進(建設業における女性の入職・定着の促進)	建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少等により、将来の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。こうした状況下、建設業での女性の活躍は、業界に新たな活力や刺激をもたらすほか、性別を問わずあらゆる世代に対して業界の魅力を高め、担い手育成・確保に向けた原動力となるような好循環が期待される。このため、女性の更なる活躍を国内人材育成・確保策の柱の一つに位置づけ、業界の全体の活性化と将来の担い手育成・確保を図る必要がある。 平成26年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を受け、5年以内の女性倍増を目指す、官民挙げた様々な取組が実施されているところ。	「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を踏まえ、官民が連携して女性技術者・技能者の5年以内の倍増を目指す。平成29年度予算において、建設業における女性活躍に関し、女性の継続的な受入体制の醸成のための支援や、女性の人職促進のための情報発信等を行った。	55,000	54,991	99.98%	49,500の内数	47,472の内数	-	-	-	-	-	-	-	3	-	国土交通省		

(4) 組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係			担当 府省		
									平成28年度予算・決算額 (千円)				平成29年度予算・決算額 (千円)				法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い		その他	
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	分野	大 項目										
40	1	2	(4)	①	①女性活躍の推進には、組織トップのコミットメントが効果的である。このため、女性の活躍推進に積極的に取り組む男性経営者等によって策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による先進的な取組の全国への発信・周知や、女性活躍推進法に基づく協議会等各地域のネットワークを活用し、組織の枠を超えて女性活躍推進を加速する「地域版男性リーダーの会(仮称)」の形成を促す。さらに、賛同者と諸外国の組織のトップとの意見交換の場を設け、女性の活躍推進に関する取組の一層の充実を図る。	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	平成28年9月に首相官邸で開催された「輝く女性応援会議」を契機に、同年6月、女性活躍推進に積極的に取り組む男性リーダーによって、様々な女性の意欲を高め、その持てる力を最大限発揮できるよう、具体的に取り組んでいくことを掲げた「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言を策定・発表した。 行動宣言に沿って、組織トップ自らが女性活躍に取り組む、その行動を全国の組織トップやWAWなどの国際会議等へ発信・周知すること等により、女性活躍加速の気運を高める。	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言賛同者による女性活躍推進に関する取組の情報共有・発信及び賛同者のネットワーク拡大のため、賛同者ミーティングの開催や、ウェブサイト、賛同者による女性活躍推進の好事例等を集めた事例集及び賛同者拡大のための広報啓発ツールによる国内外への情報発信を行った。平成30年度以降も引き続き行う。	-	-	-	6,568	3,028	46.1%	-	-	-	-	71	135,157	1	3	2-4 3-1 10-2	内閣府		
41	1	2	(4)	②	②企業における女性の活躍を加速するため、国際機関と連携し、広報ツール等を活用して「女性のエンパワメント原則(WEPs)」の署名企業の拡大と原則に沿った取組を推進する。	男女共同参画推進連携会議	男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、男女共同参画会議と協力しつつ、男女共同参画社会づくりに向けて国民的な取組を推進するため、有識者18人と民間・NPO等の団体から推薦された議員98人(平成28年8月現在)からなる「男女共同参画推進連携会議」を平成28年9月に設置した。また、男女共同参画をめぐる個別具体的な課題の解決に向け、積極的な活動を行うため、27年10月より「女性のエンパワメント促進チーム」を連携会議内に組織した。	「女性のエンパワメント促進チーム」において、特に中小企業における女性のエンパワメント促進、男性の意識改革や当事者意識の醸成に向けた方策の検討を行うとともに、「女性のエンパワメント原則(WEPs)」の理解促進を図り、国内の企業・関連団体等に対する広報や、UN Women日本事務所等と連携した海外への情報発信を行った。 また、男女共同参画推進連携会議の議員改選に伴い「女性のエンパワメント促進チーム」を平成29年度より新たに「経済分野における女性の活躍促進チーム」に統合し、「女性のエンパワメント原則(WEPs)」に係る取組の情報収集・共有・発信を行うとともに署名等の働きかけを行う。	19,541の内数	20,729	-	19,491の内数	17,251	-	-	-	-	72	136	1	4	10-1	内閣府			

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当府省			
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017 (通し番号) (※1)	2018 (通し番号) (※2)	関連性の高い分野	その他				
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	決算額	使用割合(%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	決算額	使用割合(%)												
(5) 将来指導的地位に就く女性の人材育成政策の充実																							
42	1	2	(5)	① ②	①将来指導的地位に登用される女性の候補者を育成していくことや、上場企業役員に占める女性割合を高めしていくことを目指して、役員等への登用を見据えた効果的な女性人材育成の在り方やそのための環境整備等について、有識者による研究会において平成28年度中に検討を行う。 ②平成28年度に実施する海外の事例も取り入れた先進的な女性リーダー育成プログラム等の取組の調査を基にモデルプログラムを作成し、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けたセミナー等を複数地域で実施し、効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。	女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査	国際機関等で活躍する日本人の飛躍的な増加に向けて、海外の事例も参考にしつつ女性リーダー育成に向けた実践的な調査・研究などの取組を進めるとともに、民間企業において役員候補等となり得る女性への研修の実施などにより、女性が昇進意欲を持って働くことができる環境整備を図る必要がある。 特に女性役員の登用は、企業価値の増大のみならず、女性役員がロール・モデルやメンターとなることにより、企業において裾野広く女性人材が育成される可能性がある。「第4次男女共同参画基本計画」においても、平成27年時点で2.8%となっている「上場企業役員に占める女性の割合」を、「5%（早期）、更に10%を目指す（平成32年）」としたところ、これらを踏まえ、本施策を実施するもの。	平成28年度に諸外国の先進的な取組も参考にした報告書・育成モデルプログラムを取りまとめ、29年度にはこれを地方（仙台、名古屋、大阪の3箇所）において試行的に実施・検証することで、その効果や課題を明らかにし、成果を幅広く共有することにより、上記目標に向けた取組を推進する。	9,847	7,999	81.2%	11,218	9,980	89.0%	-	-	-	69	132	12	2	-	内閣府
43	1	2	(5)	②	②平成28年度に実施する海外の事例も取り入れた先進的な女性リーダー育成プログラム等の取組の調査を基にモデルプログラムを作成し、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けたセミナー等を複数地域で実施し、効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。また、女性が継続就業でき、リーダー層に登用される人材として成長できるよう、役員候補段階の女性を対象とした女性リーダー育成研修等の先進的な取組を推進する。	女性リーダー育成推進事業の実施	平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「女性が継続就業でき、リーダー層に登用される人材として成長できるよう、役員候補段階の女性を対象とした女性リーダー育成研修等の先進的な取組を推進する。」と記載されている。一方で、足下では、我が国の企業における経営層・管理職層の女性が極めて少ない状況であり、女性リーダー育成を推進することで我が国企業の競争力強化を目指す。	幹部候補の女性社員を対象に、ハーバード・ビジネススクールのノウハウを活用し、グローバルな知見を習得するための企業横断的な研修機会を提供する取組を支援（第1回は平成29年1月に開催し、66名が参加。第2回は平成30年1月に開催し、59名が参加）。また、政財界トップを集めたシンポジウムを開催し、様々な規模・業種の企業における女性活躍に関する取組の重要性について認識共有を図るとともに、その取組について、国内外へ情報発信を行った。	39,933	32,680	81.8%	-	-	-	-	-	-	70	133	2	4	-	経済産業省
44	1	2	(5)	③	③管理職候補者となる女性の育成に取り組む企業に対する支援を強化する。また、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定が努力義務である中小企業に対しては、管理職に占める女性割合が低い業種等を中心に、企業訪問や電話相談等による行動計画策定の支援の充実等を行い、各企業における取組の加速を図る。さらに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報を掲載している女性活躍推進企業データベースについて、検索機能の改善等利便性の向上を図るとともに、より多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行う。	両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)	女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の活躍推進策に取り組む企業に対し助成金を支給することで企業の取組を後押しする。	女性の活躍推進に関する自社の状況把握を行い、取組目標及び数値目標を定めて公表した上で、取組を行い各目標を達成した事業主に段階的に助成金を支給する。 【支給額】 ※生産性要件を満たした場合は()の額を支給 ・中小企業：取組目標達成時28.5万円(36万円)、数値目標達成時28.5万円(36万円)、女性管理職比率が基準値以上に上昇した場合47.5万円(60万円) ・大企業：数値目標達成時(女性管理職比率が基準値以上に上昇した場合)28.5万円(36万円) 平成29年度から、企業等の管理職における女性の割合が依然として低い状況を踏まえ、基準値以上の女性管理職比率の数値目標を設定して達成した中小企業事業主に対する助成額を増額することにより、企業による女性の活躍推進の取組を加速化させている。	512,100	90,600	17.7%	349,070	55,750	16.0%	-	-	-	-	-	2	4	3-3	厚生労働省
45	1	2	(5)	③	③管理職候補者となる女性の育成に取り組む企業に対する支援を強化する。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報を掲載している女性活躍推進企業データベースについて、検索機能の改善等利便性の向上を図るとともに、より多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行う。	中小企業のための女性活躍推進事業	平成28年4月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)により、従業員数301人以上の事業主について一般事業主行動計画の策定が義務づけられ、計画に基づく取組を推進していくこととなっている。 一方で、労働者の6割以上は、努力義務である300人以下の事業主に雇用されているのが実情であり、中小企業においても女性の活躍推進の重要性を理解し取組を加速化させていくことが我が国全体の女性活躍推進のためには重要である。そのため、中小企業のための女性活躍推進の事業として集中的に支援する取組を講じるもの。	全国の常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業に対して、一般事業主行動計画策定等のための説明会開催や、電話相談、女性活躍アドバイザーによる個別企業訪問等のきめ細やかな支援を通じて、中小企業の女性活躍推進の取組の加速化を図る。 また、全国の中小企業における好事例集・改善事例集を作成し周知することにより、中小企業の女性活躍推進の取組促進を支援している。	286,512	188,565	65.8%	284,721	201,064	70.6%	-	-	-	-	-	2	4	3-3	厚生労働省
46	1	2	(5)	③	③管理職候補者となる女性の育成に取り組む企業に対する支援を強化する。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報を掲載している女性活躍推進企業データベースについて、検索機能の改善等利便性の向上を図るとともに、より多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行う。	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合情報提供事業	企業における女性の活躍推進の取組の加速化に向け、企業のインセンティブを強化するためには、女性の活躍推進に積極的な企業ほど労働市場で選ばれるという社会環境をつくっていくことが効果的かつ効果的である。 さらに平成28年4月からは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)が全面施行されていることも踏まえ、同法に基づく情報公表項目を中心に、一層の情報集約を行うとともに、ユーザビリティを高める必要がある。	「女性活躍推進企業データベース」について、より多くの求職者が知りたい情報を効果的に閲覧できるように平成29年度にはスマートフォンに対応させ機能強化を図るとともに、利便性の向上を図った。 引き続き、検索機能の改善等利便性の向上を図るとともに、より多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行う。	136,018の内数	118,800の内数	-	134,101の内数	129,600の内数	-	-	-	64	-	2	4	3-3	厚生労働省	

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算案等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省							
						平成28年度予算・決算額 (千円)					平成29年度予算・決算額 (千円)					法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他		2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他			
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用増増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用増増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	その他															
													分野	大 項目													
47	I 2 (5) ④		女性役員情報 サイトの開設	女性の活躍推進は我が国の持続的成長のために不可欠であり、女性が企業の責任ある地位で活躍することは、人材の多様性がイノベーションを生むなど、企業の競争力強化にもつながる。 日本銀行において、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業の株式を対象とするETF(指数連動型上場投資信託)の買入れが開始されたことも踏まえ、女性の活躍に積極的な企業が資本市場で評価されるような取組を促進するため、企業における女性の活躍状況等を評価し、人材投資や成長等を捉える指数が普及するよう、女性の役員に関する情報の見える化など情報提供の充実を図る。	上場企業における女性役員の状況(男女別の平均役員数、平均女性役員比率)、資本市場における女性活躍に係る情報等を掲載した「女性役員情報サイト」を開設し、女性役員に関する情報提供の充実を図った。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府男女共同参画局HP内に上場企業における女性役員の状況(男女別の平均役員数、平均女性役員比率)等を掲載するサイトを開設。	68	131	3	3	2-4	内閣府			
48	I 2 (5) ④		ダイバーシティ 普及アンバサ ダー事業の実 施	また、これまでの「でなご銘柄」や「ダイバーシティ経営企業100選」、女性活躍推進法に基づく情報公表等の取組を踏まえ、女性の積極的な活用などにより、企業の成長性や収益性の向上につながるダイバーシティ経営の在り方を明確化するとともに、例えば、ダイバーシティ経営を促進する情報提供の在り方等、企業・投資家双方への訴求力が高める方策について議論する新たな検討の場を立ち上げ、本年度中に一定の結論を得る。	企業における女性の活躍及びダイバーシティ経営推進の経営戦略的な意義を明確化し、普及啓発を図った。また、企業だけでなく投資家に対しても、ダイバーシティ経営による企業価値向上の理解促進と「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」の推進を図るとともに、平成29年度も東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、なでしこ銘柄として48社選定した。さらに、女性を含め多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を、平成29年度も「新・ダイバーシティ経営企業100選」として21社表彰するとともに、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン(平成29年3月策定)」を踏まえ、中長期的な企業価値向上につながるダイバーシティ経営の推進により成果を生んでいる企業を「100選プライム」として2社選定した。加えて、平成30年6月には、近年の資本市場におけるESG投資融資の加速化や平成30年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を受けて、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」を見直し、「取締役会における多様性の確保」及び「企業と労働市場・資本市場の対話促進」にむけて、官民が取るべきアクションや、企業と投資家等の積極的な対話を促す情報開示項目の追加等をする改訂を行った。	175,026の内数	164,580の内数	-	180,535の内数	170,356の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ダイバーシティ経営の在り方や企業・投資家に対するダイバーシティ経営の訴求力が高めるための方策についての検討会の実施等。	67	134	2	4	-	経済産業省	
49	I 2 (5) ⑤		地域女性活躍 推進交付金	平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に必要となる施策を策定し、実施することが責務とされています。さらに、女性の活躍推進は一徳総活躍の最も重要な柱となっており、これらを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援した。(交付対象)地方公共団体(補助率)10分の8(28年度二次補正予算) 2分の1(29年度予算)(交付上限)都道府県 1,600万円(28年度二次補正予算) 1,000万円(29年度予算)政令指定都市 800万円(28年度二次補正予算) 500万円(29年度予算)市区町村 400万円(28年度二次補正予算) 250万円(29年度予算)(交付要件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること。※定量的な成果目標を設定。	599,943	568,567	94.8%	609,442	562,145	92.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80, 81	109, 150	4	2	-	内閣府	
50	I 2 (5) ⑥		国際機関邦人 職員増強施策	国際機関に対して財政的貢献のみならず人的貢献を行うという観点から、国際機関における日本のプレゼンスを高めるという観点から、国際機関の日本人職員を増強し、国際機関における意思決定プロセスへの日本人職員の参画を促進することで、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国際の実現等を旨とする。「日本再興戦略2016」工程表等において、「2025年までに国連関係機関の邦人職員数を1,000人とする」目標が掲げられている。	【JPO(Junior Professional Officer)派遣制度】給与等を外務省が負担して、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を、原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより、将来における国際機関の正規職員になるために必要な能力を身に付け、ひいては国際機関に勤務する日本人職員の増強を図るもの。派遣終了後の定着率は約7割を超え、現職邦人職員の半数近くがJPO派遣出身者となっている。【幹部職員の増強】JPO同様、給与等の経費を負担し将来の幹部候補となる36歳以上の中堅日本人を国際機関に派遣し、勤務経験・実績を積むことにより、国際機関の幹部職員の増強を図るもの。【潜在的候補者の発掘・育成】国際機関勤務経験者を活用した広報事業の実施、国際機関志望者や現役JPOに対するCV・面接対策等を実施する。	2,034,213	1,950,104	95.9%	2,384,514	2,055,632	86.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	172	12	2	-	外務省
51	I 2 (5) ⑥		平和構築・開発 におけるグロー バル人材育成 事業	紛争予防から紛争後の平和と安定や復興、開発に至る一連のプロセスにおいて、幅広い分野の文民専門家が必要とされている中で、我が国としても国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から国際社会の平和と安定に貢献するため、平和構築・開発分野の現場で活躍できる人材の育成に取り組むことが重要である。本事業で平和構築・開発分野を担う人材の育成・キャリア構築を支援することで、同分野の国際機関における我が国のプレゼンス強化が見込まれる。	平和構築・開発分野における文民専門家の発掘・育成・キャリア構築支援を目的として、各種研修やセミナーを実施。具体的には、今後平和構築・開発分野でキャリアを形成する意思を持つ若手を対象とした「ブライマリー・コース」、同分野において更なる活躍を目指す実務家向けの「ミッドキャリア・コース」、JPO合格者を対象とした「JPO赴任前研修」、国際機関等への就職を希望する実務家を対象に応募書類や面接の指導を行う「キャリア支援セミナー」を実施し、平成28年度事業には72名、平成29年度事業には68名の女性が参加した。	130,743	130,682	99.95%	128,723	125,600	97.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	2	-	外務省

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。



通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省			
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他				
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)												
58	I 2 (6) ②	②特に育児等による制約がありながらも再就職して活躍を希望する女性について、マザーズハローワーク、マザーズコーナーにおける支援を強化する。また、それらの女性が再就職に向けた訓練を受けやすくなるよう、訓練受講要件の緩和等の関連制度の見直しを検討するほか、公的職業訓練におけるeラーニングを試行実施し、活用方を検討するとともに、短時間の訓練コースの設定や、訓練受講の際の託児サービス支援の提供を推進する。	公的職業訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コースの推進	少子高齢化が進み労働力不足が懸念される我が国において、女性が活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、公的職業訓練において、結婚・出産・育児等を機に離職した女性が再就職できるよう、育児と能力開発の高立を支援する取り組みを推進する必要がある。子育て中の女性が職業訓練を受講できるよう、託児サービス支援付きの訓練コースを提供するとともに、1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コースの設定等を促進する。	公的職業訓練において、託児サービス支援付きの訓練コースを実施。 ・託児サービス支援付きの訓練コースについて、公共職業訓練において委託訓練では平成22年度から、施設内訓練では平成27年度から実施 ・短時間訓練コースについては、公共職業訓練において平成27年度から実施 ・求職者支援訓練においては、両コースを平成28年10月から実施	40,363,697の内数	27,746,630の内数	-	41,897,628の内数	25,065,677の内数	-	-	-	-	-	-	-	3	5	-	厚生労働省		
(7) 女性の新しいキャリア・ステージの形である起業に対する支援の強化																							
59	I 2 (7) ①②	①潜在的起業希望者から事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家まで、多種多様なニーズに応えることができるよう、地域の金融機関、産業・創業支援機関、NPO、起業経験者等からなる「女性起業家等支援ネットワーク」を全国に構築する。これにより、女性起業家及び支援機関の取組の成功事例の発信強化やきめ細やかなニーズの吸い上げ、ロールモデルとなる先輩起業家も含め女性起業家同士がつながることができる交流の場の整備等により、これまでの成果を踏まえた伴走型の支援を行い、創業時だけでなく、事業継続時においても有益な支援が得られる環境を整備する。 その際、研修やセミナー等の開催時には、託児一時預かりサービスの提供や、女性が参加しやすい日時の設定など、多様な女性のニーズに応じた配慮を行う。 ②起業のステージに応じた様々な課題の解決に資する支援措置や、起業・創業に関するセミナー及びイベント等の情報をウェブサイト等で収集することができるよう、ポータルサイトの開設等により、女性起業家が必要とする情報を円滑に入手することができる仕組みを整備する。	女性起業家支援体制の充実	女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を全国10箇所で行った。起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制をネットワーク内に構築し、女性起業支援メニューの充実、既存の起業家支援施策への橋渡し等、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施。また、支援措置や、セミナー及びイベント等の情報をウェブサイト上で収集できるポータルサイトの開設等により、女性起業家が必要とする情報を円滑に入手することができる仕組みを整備した。さらに、女性起業家支援を効果的に行うことのできる人材の育成強化を図るため、ネットワーク構成機関への研修を実施。加えて、女性起業支援モデルの創出や他地域への横展開を目的に、「女性起業家等支援ネットワーク」に属する支援機関が行った女性起業支援の優良事例を表彰する「女性起業家支援コンテスト(ジョキコン)」を開催した。	女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を全国10箇所で行った。起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制をネットワーク内に構築し、女性起業支援メニューの充実、既存の起業家支援施策への橋渡し等、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施。また、支援措置や、セミナー及びイベント等の情報をウェブサイト上で収集できるポータルサイトの開設等により、女性起業家が必要とする情報を円滑に入手することができる仕組みを整備した。さらに、女性起業家支援を効果的に行うことのできる人材の育成強化を図るため、ネットワーク構成機関への研修を実施。加えて、女性起業支援モデルの創出や他地域への横展開を目的に、「女性起業家等支援ネットワーク」に属する支援機関が行った女性起業支援の優良事例を表彰する「女性起業家支援コンテスト(ジョキコン)」を開催した。	175,026の内数	164,580の内数	-	180,535の内数	170,356の内数	-	-	-	-	-	-	-	78	151	3	5	-	経済産業省
60	I 2 (7) ③	③男女共同参画センターが「女性起業家等支援ネットワーク」と連携し、地域の女性起業支援の拠点として、様々な女性のニーズに配慮しつつ、女性起業家に対する企業とのマッチング等の支援を行うことを促進し、起業後の事業継続を支援する。	地域女性活躍推進交付金	平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に關して必要な施策を策定し、実施することが責務とされている。さらに、女性の活躍推進は、一億総活躍の最も重要な柱となっており、これらを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンプッシュ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援した。 (交付対象)地方公共団体 (補助率)10分の8(28年度二次補正予算) 2分の1(29年度予算) (交付上限) 都道府県 1,800万円(28年度二次補正予算) 1,000万円(29年度予算) 政令指定都市 800万円(28年度二次補正予算) 500万円(29年度予算) 市区町村 400万円(28年度二次補正予算) 250万円(29年度予算) (交付要件) 女性活躍推進法6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること。 ※定量的な成果目標を設定。 本交付金の活用について、都道府県に対し周知を行うことにより、男女共同参画センターが「女性起業家等支援ネットワーク」と連携し、地域の女性起業支援の拠点として、様々な女性のニーズに配慮しつつ、女性起業家に対する企業とのマッチング等の支援を行うことを促進し、起業後の事業継続を支援する。	599,943	568,567	94.8%	609,442	562,145	92.2%	-	-	-	-	-	80,81	109,150	2	4	3-5	内閣府	
61	I 2 (7) ④	④女性の起業に関する社会の理解をさらに深めるよう、女性起業家の事例等も含めた情報提供などを進める。	男女共同参画推進連携会議	男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、男女共同参画会議と協力しつつ、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進するため、有識者18人と民間・NPO等の団体から推薦された議員98人(平成28年8月現在)からなる「男女共同参画推進連携会議」を平成28年9月に設置した。また、男女共同参画をめぐり個別具体的な課題の解決に向け、積極的な活動を行うため、平成27年10月より「女性の起業支援チーム」を連携会議内に組織した。	「女性の起業支援チーム」において、関係府省庁や地方自治体、関係団体等と連携しつつ、チーム構成団体のネットワーク等を通じ、女性起業家の優れた取組事例や、女性起業支援制度等に関する情報を収集し、共有・発信することを行い、構成団体関係者の理解促進とともに、団体同士の連携推進や女性の起業に必要な支援策等について検討した。また、収集した事例・情報について、対外的に積極的な情報発信を行った。 また、男女共同参画推進連携会議の議員改選に伴い「女性の起業支援チーム」を平成29年度より新たに「経済分野における女性の活躍促進チーム」に統合し、「女性の起業・事業継続の支援」に係る情報収集・共有・発信を行う。	19,541の内数	20,729	-	19,491の内数	17,251	-	-	-	-	-	-	-	136	2	4	3-5 10-1	内閣府	

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。



通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省		
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他			
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)										分野	大 項目
67	I 2 (10) ①	①海上保安官や自衛官などの女性の採用・登用の拡大のため、女性職員、女性隊員等の意見を踏まえつつ、例えば船舶や艦艇、隊舎等における女性に配慮した設備の整備等、女性が働きやすい環境整備を進める。加えて、女性職員等に対する研修を充実させる。	女性自衛官の採用・登用の拡大のための取組環境の整備	防衛省においても、女性活躍推進法(平成27年法律第64号)に基づき、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく防衛省特定事業主行動計画」や「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」(平成27年1月防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部決定)に基づき、女性職員の採用・登用の拡大を進めている。 特に、自衛官については、その職務の特殊性から、起床から消灯までの集団行動を伴う教育や訓練などが行われる機会が多い。また、幹部自衛官以外の者については、原則として駐屯地・基地内に居住する義務を負っており、自衛官にとって、駐屯地等は、勤務する場であるとともに、生活する場であるという側面を併せ持っている。 以上のことから、女性の採用・登用を更に拡大していくためには、駐屯地等における女性が働きやすい環境を整備するための施設整備が必要である。	女性の採用・登用の更なる拡大に向けた、女性隊員の勤務環境を整備するため、以下の施設整備を実施した。 ・女性自衛官隊舎等の外壁の改修を実施し、完成(陸自) ・女性再演習場取舎を新設し、完成(陸自) ・トイレの補修工事を実施し、完成(空自) ・女性隊舎の工事を実施し、完成(空自) ・男性居住区画を女性居住区画に変更するための改修を実施し、完成(陸自、防大) ・女性用浴場を新設、増設中であり、平成31年度内に完成予定(陸自) ・女性用更衣室やシャワー室を新設中であり、平成31年3月完成予定(海自) ・演習場の取舎を建替(女性用区画を整備)中であり、平成31年3月完成予定(陸自)	633,296	793,954	125.4%	807,912	689,653	85.4%	-	-	-	-	91	161	11	1	-	防衛省	
68	I 2 (10) ②	②女性の視点を一層反映した警察運営を図るため、各都道府県警察において策定された女性警察官採用拡大計画に基づき、女性警察官の採用拡大及び能力、実績に応じた幹部登用を積極的に推進する。	地方警察官採用募集活動に係る面の事業の強化	地方警察官の採用者数は、退職者数の増加や増員により平成13年度から急増し、14年度以降14年連続して1万人を超えている。反面、少子化の影響や近年の民間企業による採用募集活動の積極化等に加え、女性の採用・登用拡大に伴い、20年度に比べ、女性の確保率を低下しているなど採用情勢は依然として厳しい状況であることから、警察庁として各都道府県警察の採用募集活動に対する更なる支援を行う必要がある。	女性対象合同企業説明会に参加し、都道府県警察と共に警察官の魅力・やりがいアピールするとともに、女子学生を対象とした女性警察官業務説明資料を作成し、当該説明会で活用したり、各都道府県警察に配布したりしている。	3,150	3,018	95.8%	4,966	4,187	84.3%	-	-	-	-	88	158	2	3	11-1	警察庁	
69	I 2 (10) ③	③消防員や消防団員等、消防・防災の現場で活躍する女性の参画を拡大するため、女性が活躍する職業・分野としての消防の広報活動の強化等、入団・採用拡大のための取組をより一層促進する。また、消防署所、消防団拠点施設等における女性専用の施設整備への充実した支援を進めるとともに、幹部に対する女性活躍の重要性への理解促進や女性消防員、女性消防団員に対する研修機会の拡大を推進する。	女性消防団員の加入促進	地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たす消防団について、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加しているところであり、女性が未加入の消防団においては、女性消防団員の加入について真剣に取り組むこと、すなわち女性消防団員が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団への加入促進を図ることを働きかける。	女性の消防団への積極的な加入促進について、通知等により働きかけた。 また、全国の女性消防団員が一室に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会(平成28年6月9日北海道札幌市)を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させた。さらに、女性や若者をはじめとする消防団加入促進を目的とする取組について、都道府県及び市町村から提案を受け、その中から他の地域の参考となるような先進的な取組を委託調査事業として採択し、実施・検証を経て全国展開した(平成28年・49事業)。	97,510	83,911	86.1%	97,510	81,577	83.7%	-	-	-	-	98	164	11	1	-	消防庁	
70	I 2 (10) ③	③消防員や消防団員等、消防・防災の現場で活躍する女性の参画を拡大するため、女性が活躍する職業・分野としての消防の広報活動の強化等、入団・採用拡大のための取組をより一層促進する。また、消防署所、消防団拠点施設等における女性専用の施設整備への充実した支援を進めるとともに、幹部に対する女性活躍の重要性への理解促進や女性消防員、女性消防団員に対する研修機会の拡大を推進する。	女性消防員等の更なる活躍	消防の分野において、平成28年4月1日現在、全国の消防員に占める女性の割合は2.5%と低水準。 消防庁では、平成27年7月29日、消防庁次長から都道府県知事あてに、消防本部における女性消防員等の更なる活躍に向けた取組の推進について通知を発出した。 消防庁としても、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防員の活躍推進を大きく進めることが必要。 (注)消防員：消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び規制を有し、消防事務に従事する者。	消防員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会やポスター等による広報を実施する。 また、女性の採用が進んでいない消防本部に対してアドバイザーを派遣する等により、消防本部における女性の活躍に向けた取組を支援する。 さらに、消防大学校の教育訓練に加え、消防学校への講義支援等を充実させるとともに、消防大学校を卒業・修了した女性消防員のネットワークを構築する。 このほか、消防署所等における女性専用施設の整備に対して財政支援を行う。	47,362	46,067	97.3%	48,474	45,471	93.8%	-	-	-	-	97	163	11	1	2-3 9-2	消防庁	
71	I 2 (10) ④	④建設業や造船業、運輸業、農林漁業などにおける女性の活躍推進に向けて、 ・女性も働きやすい職場環境の整備や関連する調査研究 ・業務の魅力に関するPRや、就業継続に向けた企業等関係者への研修 「i-Construction」の推進などICTの活用や施工時期の平準化等を進め、安全性の向上や業務効率化等による仕事と生活の調和の推進 ・女性従業員の能力開発など女性の活躍推進に取り組む企業や農業法人等の	輝く女性農業経営者育成事業	女性は基幹的農業従事者の約4割を占め、女性が参画している農業経営体は売上や収益が向上する傾向があるなど、農業や地域の活性化において重要な役割を果たしており、農業を成長産業として発展させていくためには、既存概念にとらわれず、新たな発想で農業経営に取り組む女性の能力を最大限に活かすことが重要である。 このため、女性農業者の活躍促進及び農業で新たにチャレンジする女性のビジネス発展を支援し、女性農業経営者の育成に資するよう実施する。	次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援。 また、「農業女子プロジェクト」等を通じて女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に拡大。(平成30年3月末終了)	110,263	108,542	98.4%	100,282	100,282	100.0%	-	-	-	-	112	4	4	4-3	農林水産省		
72	I 2 (10) ④	④建設業や造船業、運輸業、農林漁業などにおける女性の活躍推進に向けて、 ・女性も働きやすい職場環境の整備や関連する調査研究 ・業務の魅力に関するPRや、就業継続に向けた企業等関係者への研修 「i-Construction」の推進などICTの活用や施工時期の平準化等を進め、安全性の向上や業務効率化等による仕事と生活の調和の推進 ・女性従業員の能力開発など女性の活躍推進に取り組む企業や農業法人等の	建設業における女性の活躍推進	建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少等により、将来の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。こうした状況下、建設業の女性の活躍は、業種に新たな活力や刺激をもたらすほか、性別を問わずあらゆる世代に対して業界の魅力を高め、担い手育成・確保に向けた原動力となるような好循環が期待される。このため、女性の更なる活躍を国内人材育成・確保策の柱の一つに位置づけ、業界の全体の活性化と将来の担い手育成・確保を図る必要がある。 平成26年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を受け、5年以内の女性増増を目指し、官民挙げた様々な取組が実施されているところ。	「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を踏まえ、官民が連携して女性技術者・技能者の5年以内の増増を目指す。平成29年度予算において、建設業における女性活躍に関し、女性の継続的な受入体制の醸成のための支援や、女性の入職促進のための情報発信等を行った。	55,000	54,991	99.98%	49,500 の内数	47,472 の内数	-	-	-	-	94	149	3	3	-	国土交通省		

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく(平成30年度予算案等について)(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく(平成30年度概算要求等について)(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省				
						平成28年度予算・決算額 (千円)					平成29年度予算・決算額 (千円)					法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 決定 要員	その他		2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	その他									
73	I 2 (10) ④		自動車運送事業等における人材の確保・育成等に向けた普及啓発活動	自動車運送事業等の就業構造は、中高年層の男性労働力に依存した状態であり、女性の就労者が少ない状況にあることから、女性の新規就労・活躍を促進することが必要。	①タクシーにおける女性ドライバーの新規就労・定着に取り組む事業者を認定し、認定事業者を国土交通省HPで紹介する等 ②トラガール促進プロジェクトサイト(国土交通省HP)を通じた情報発信・普及啓発 ③自動車関係団体で構成される自動車整備人材確保・育成推進協議会と連携して、女性も訴求対象としたPRポスター等による自動車整備士のPR活動を実施		91,390 の内数	34,051 の内数	-	99,161 の内数	79,944 の内数	-	-	-	-	-	-	①「女性ドライバー」応援企業」認定制度 ②HPでの情報発信・普及啓発 ③官民が協力した自動車整備PR活動の推進	96	145	3	3	-	国土交通省
74	I 2 (10) ④		F-Constructionの推進	建設現場においては技能労働者約340万人のうち、約110万人が10年間で離職することが予想されている。労働力が減少し続けるとしても、経済成長を続けていくため生産性を向上させることが必要であり、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて技術的に生産性を向上させるためにF-Constructionを推進する。	・測量・施工・検査等の全プロセスでICTを活用し、建設現場の生産性の向上を図るとともに、「賃金水準の向上」、「安定した休暇の取得」、「安全な現場」、「女性や高齢者等の活躍」など、建設現場の働き方革命を実現を目指している。 ・ICT工等へのトップランナー施策(ICTの全面的な活用、全体最適の導入、施工時期の平準化)の着実な推進をはじめ、土工に加えて平成29年度は舗装工・浚渫工に、平成30年度は維持管理・建築分野へICTの導入を拡大するとともに、実態を踏まえた積算への改善による中小企業へのICT導入支援や、3次元設計の拡大、コンソーシアムをWG活動を通じた建設現場への新技術の実装推進、新技術導入促進調査経費を活用した公共事業のイノベーションなどに取り組んでいる。		2,106	0	0%	744,494	731,505	98.3%	-	-	-	-	本省、地方整備局等に19名	-	93	148	3	3	-	国土交通省
75	I 2 (10) ④		④建設業や造船業、運輸業、農林漁業などにおける女性の活躍推進に向けて、 ・女性も働きやすい職場環境の整備や関連する調査研究 ・業務の魅力に関するPRや、就業継続に向けた企業等関係者への研修 ・「F-Construction」の推進などICTの活用や施工時期の平準化等を進め、安全性の向上や業務効率化等による仕事と生活の調和の推進 ・女性従業員の能力開発など女性の活躍推進に取り組む企業や農業法人等の認定・表彰などの取組を総合的に進める。	(背景) ・造船業は、国内立地型の輸出産業として我が国経済を支えるとともに、裾野の広い労働集約型産業として地域の雇用と経済を支える重要な産業。近年、高性能・高品質の日本建造船への回帰によって、世界の新造船受注シェアを回復。 ・世界の新造船建造シェア3割の獲得(生産量7割増)による輸出拡大と地方創生を目指す「海事産業の生産性革命(F-shipping)」を実現するためには、現場生産性の向上等に加え、人材の確保・育成が不可欠。 ・造船業には女性が活躍できる職域が多くあるものの、力仕事のイメージが強く、他業種に比べ女性比率が低い。一徳総活躍社会の実現に向け、地方における女性の社会進出推進のために、造船業の貢献が期待。  (目的) ・造船業における人材の確保・育成の取組みを推進することにより、造船業の持続的な発展と地域経済・雇用の拡大を図る。	女性を含む造船業を目指す若者の拡大を図るため、地域中小造船が連携したインターンシップの推進、魅力ある新教材の作成等教育体制の改革強化の取組を推進し、それぞれの成果を地域で普及させる。		88,000 の内数	83,581 の内数	-	87,499 の内数	83,027 の内数	-	-	-	-	-	交通政策審議会において、平成28年6月30日に答申「海事産業の生産性革命(F-shipping)」による造船の輸出拡大と地方創生のために推進すべき取組について」がとりまとめられた。その中で、女性活躍促進等の環境整備を推進することとされている。	95	147	3	3	-	国土交通省	
76	I 2 (10) ⑤		⑤学校教育現場の管理職(校長、教頭等)における女性の割合が低い現状を踏まえ、女性教員が管理職への昇任を希望し、実現することが容易になるよう、管理職への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等で女性の参加割合について数値目標を設定し、女性管理職を増やすとともに、女性の管理職登用対象者への意識啓発を促進する。	学校教育の現場においては、女性教員の割合に比べて、教頭以上に占める女性の割合が低いという実態がある。女性教員が管理職を希望しない理由として、仕事と家庭の両立が難しい、責任が重たすぎる、一教諭として児童・生徒に向き合いたいなどの意見があることから、これらに対応した取組を進める。	独立行政法人教職員支援機構が主催する研修において、女性教職員の参加割合についての数値目標を設定するとともに、推薦者への女性の積極的な推薦を促すことで、女性教職員の研修への参加を促進する。		-	-	-	-	-	-	-	-	-	独立行政法人教職員支援機構が実施する各種研修等の女性登用の目標設定等	-	-	10	3	-	文部科学省		
77	I 2 (10) ⑤		公立学校教職員の育児休業取得の実態把握	学校現場における女性教員の仕事と家庭の両立に資するべく、育児休業取得の実態把握等を行い、男女ともに仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。	毎年度実施している「公立学校教職員の人事行政状況調査」において、公立学校教職員の育児休業等の取得実態について調査を実施する。		-	-	-	-	-	-	-	-	-	実態調査	-	-	10	5	-	文部科学省		
78	I 2 (10) ⑥		⑥自治会・町内会、自主防災組織、PTA等、地域に根差した組織・団体における意思決定過程への女性の参画拡大に向けて、各地域における実態を把握するとともに、女性の参画が進まない要因や課題等の分析を行う。また、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の提示に向けて、フルタイムで就業している男女が参加しやすい地域活動の在り方等について意識調査を行う。	男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずることとされており、平成27年12月に策定した「第4次男女共同参画基本計画」では、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動における男女共同参画を推進することとしている。 また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組はもとより、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が有機的な連携を保ちつつ、取組を展開することが重要。 このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の気運を醸成する。	女性の参画が進んでいない自治会や自主防災組織等、地域に根差した組織・団体の実態把握や、女性の参画が進まない要因や課題等の分析、就業している男女等、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の検討等、男女共同参画の視点からの地域における課題等について調査・研究を行った。		4,922	3,753	76.2%	4,922	3,827	77.8%	-	-	-	-	82	111	4	1	-	内閣府		

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段											重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省			
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他					
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)													
II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																								
1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																								
(1) 性犯罪への対策の推進																								
79	II	I	(1)	①	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せず「身近な相談窓口」に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援機関(男女共同参画センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等)の相談員を対象とした研修を、平成29年度中に計4回実施した。	8,986	5,970	66.4%	9,120	5,653	62.0%	-	-	-	-	105,140	34,75	7	4	-	内閣府	
80	II	I	(1)	①	性犯罪・性暴力被害者支援交付金	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「センター」という。)の設置数については、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されたところ。センターを開設した都道府県が半数を超える状況の下、全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進するための交付金を創設することを目的とする。	センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する(1/2又は1/3を補助)。平成30年8月現在、45都道府県45箇所を設置済み。 【交付対象経費】 * 都道府県・指定都市が負担した「相談センター」の運営に要する経費 * 都道府県が負担した警察に相談しなかった被害者の医療費等 * 都道府県が実施する協力病院等の医療関係者や支援者対象の研修に係る経費 * 都道府県が実施するセンターの広報に係る経費など。	-	-	-	163,386	137,468	84.1%	-	-	-	-	106	35	7	4	-	内閣府	
81	II	I	(1)	①	①性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。 また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。	性犯罪に対する厳正な対応等(医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備)	被害者が届出を躊躇している性犯罪に関して証拠資料の滅失防止を図り、被害の潜在化を防止する。	○協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取キットをあらかじめ配備しておき、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害の届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めるときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるもの。 ○警察においては、平成28年度から28年度にかけて14都道府県へ性犯罪証拠採取キットを整備し、試行を実施している。 ○29の都道府県において、医療機関における性犯罪証拠採取キットを整備している(試行整備分を含む。平成30年4月現在)。	672	593	88.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	警察庁
82	II	I	(1)	①	①性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。 また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	「第2次犯罪被害者等基本計画」に基づき開催された有識者検討会の提言を受け、警察庁において平成26年3月から、部外有識者による「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が開催され、27年4月に、「一部の都県警察で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度を国の支援・関与の下で全国展開していくことが望ましいこと」などを内容とする「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を取りまとめた。 これを受けて警察庁では、28年度予算において、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により予算確保した。	犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の充実を図る。	28,156の内数	-	-	28,156の内数	-	-	-	-	-	107	37	7	1	-	警察庁	

※1 「2017(通し番号)」は、「女性の活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性の活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省			
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017 (通し番号) (※1)	2018 (通し番号) (※2)	関連性の高い分野	その他						
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものを)	決算額	使用割合(%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものを)	決算額	使用割合(%)														
83	II 1 (1) ①			性犯罪の罰則の在り方については、「第3次男女共同参画基本計画」において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会の刑事法(性犯罪関係)部会においては、同年11月から調査審議が行われ、平成28年6月、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする要綱(骨子)が採決された。今後、同審議会において更に調査審議がなされ、法改正すべきとの答申が得られた場合には、その内容を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。	平成28年9月、法制審議会において、左記要綱(骨子)が一部修正の上採択され、法務大臣に答申が行われた。この答申を踏まえ、所要の検討を行い、強姦罪の構成要件の見直しや非親告罪化等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出したところ、同法案は、平成29年6月16日に成立し、同月23日に公布され、同年7月13日に施行された。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刑法を改正し、平成29年7月13日から施行	-	-	104	-	7	4	-	法務省	
84	II 1 (1) ①	同上	検察官等に対する研修の充実等	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	検察官等に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修の機会を通じ、犯罪被害者等支援に関する講義等を実施している。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	研修科目の充実	142	-	7	2	-	法務省
(2) ストーカー事案への対策の推進																									
85	II 1 (2) ①		ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成・配布	ストーカー事案について、地方公共団体の相談窓口において適切な支援を行うことを目的として、ストーカー被害者支援マニュアルを作成・配布し、その活用を図る。	地方公共団体の相談窓口におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、ストーカー被害者等に対する相談対応等に関する支援マニュアルを作成・配布し、その活用を図った。	4,038	1,304	32.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ストーカー被害者支援マニュアルを作成し、地方公共団体に配布するとともに、相談員向けの研修等においてその活用を図る。	-	-	7	3	-	内閣府
86	II 1 (2) ①		ストーカー事案への総合的な対策の推進	ストーカー事案については、全国警察を挙げて対応を強力に推進しているところであるが、平成27年のストーカー事案の相談等件数は4年ぶりに減少したものの、法施行後から23年までに比べ、24年以降は高水準で推移しており、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。	○平成29年度から30年度において、 ・ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットの作成等 ・被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 ・ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部を都道府県に補助 ・多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究 ・サイバーストーカーに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成 ・ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化 ・ストーカー被害者等へ貸与するカメラシステムの充実・整備に係る経費の一部を都道府県に補助 等を実施し、人身安全関連事犯への対策を推進している。 ○ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、平成28年度及び29年度における警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。 ○ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止のため、平成28年度から30年度にかけて地方財政計画に必要経費を計上し、ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出しを進めた。	7,876	6,184	78.5%	110,244	104,239 の内数	-	-	-	-	-	-	-	平成29年度において、警察庁職員及び地方警察官の増員を盛り込んだ予算案を閣議決定。	地方財政計画	124、125、126	63、66、67	7	3	-	警察庁
87	II 1 (2) ①		婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 ストーカー行為等の相手方への支援については、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第73号)により、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。 平成30年度予算においては、配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当の補助基準額の拡充を行った。	2,239,971 + 12,169,218 の内数	9,516,736 の内数	-	2,281,625 + 15,415,862 の内数	6,309,955 の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	-	厚生労働省

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係			担当 府省
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他		
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)									分 野	
(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																					
88	II 1 (3) ①	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。	女性に対する暴力被害者支援のための官民連携促進事業	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	平成29年度中、センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)を対象とする研修を計2回、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を計3回実施した。	26,046	20,739	79.6%	22,539	18,604	82.5%	-	-	-	-	127、130、141	60、73	7	1	-	内閣府
89	II 1 (3) ①		DV被害者のための相談機関案内サービス	平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施した。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布した(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうよう地方公共団体に依頼。)	1,631	765	46.9%	1,631	1,349	82.7%	-	-	-	-	128	57	7	2	-	内閣府

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省					
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他						
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)														
																					分野	大 項目			
90	II	1	(3)	①②	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方についての検討を推進する。 ②個々の被害者の保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等により、支援センターを中心とした協議会の活用を促進するほか、関係機関間の連携の具体的方法の検討・共有等により、個別事案の対応を含めた関係機関相互の連携体制の整備・強化に取り組む。	婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護を主とする。並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。	平成29年度調査研究事業において実施した、「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」の調査結果等を踏まえ、30年7月から「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、検討を進めている。	2,239,971 +12,169,218の内 数	9,516,736の内 数	-	2,281,625 +15,415,862の内 数	6,309,955の内 数	-	-	-	-	-	129	58, 59	7	2	-	厚生 労働 省		
90-2	II	1	(3)	②	②個々の被害者の保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等により、支援センターを中心とした協議会の活用を促進するほか、関係機関間の連携の具体的方法の検討・共有等により、個別事案の対応を含めた関係機関相互の連携体制の整備・強化に取り組む。	女性に対する暴力被害者支援事業	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害者の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	平成29年度中、センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)を対象とする研修を計3回、相談員(センターの相談員及び現任センターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を計3回実施した。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間の連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し、地方公共団体に提供する。概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	26,046の内 数	20,739 の内 数	-	22,539の内 数	18604 の内 数	-	-	-	-	127, 130, 141	58, 60, 73	7	2	-	内 閣 府		
91	II	1	(3)	③	③加害者更生に関する取組は被害者(子供も含む。)の安全を確保するための手法としても有効であるとの認識に立ち、地域社会内での加害者更生プログラムの実態把握等これまでの調査研究成果を踏まえ、取組の具体化に向けた調査・検討を加速する。	諸外国における加害者更生に関する実態調査研究	平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、今後、日本における加害者プログラムの在り方を検討する際には、諸外国の先行事例を参考にしつつ、被害者に対する危険度等のアセスメントの導入や、加害者プログラムへの参加に係る法制度の在り方等について検討していくことが必要である旨の見解が示された。こうした状況を踏まえ、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクマネジメント指標を用いた機関間連携体制等について調査研究を行う。	加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向けて、加害者更生プログラムの実施に向けた体制の在り方や、被害者の安全確保に向けた機関連携促進に関する連携指針等について調査・検討を行う。調査結果については、検討会において分析し報告書にとりまとめる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	-	内 閣 府			
(4)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり																									
92	II	1	(4)	①	男女間における暴力に関する調査	男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するためには、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査の実施が不可欠である。このため、平成11年度から3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施している。平成29年度においても本調査を実施し、昨今の男女間における暴力の実態を明らかにすることを目的とする。	全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施した。同調査において、「無理やりに性交等をされた経験」等について調査しているところ。平成29年度の調査実施に当たっては、改正法の趣旨も踏まえ、調査対象を女性のみから性別を問わない(男性も含む)よう拡充するなど、調査対象や調査項目について所要の見直しを行った。	-	-	-	14,330	16,954	118.3%	-	-	-	-	-	133	27	7	1	-	内 閣 府	
93	II	1	(4)	①	①暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。被害者への効果的な支援策に資するための広報・周知方策について検討する。児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。	若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究	近年、若年層を対象とした暴力が多様化しており、その実態把握とともに、若年層に対する啓発活動等が重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるKZビジネスやアダルトビデオへの出演強要に関する暴力の実態を把握し、被害者に対する効果的な支援の在り方について検討するため、若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究を行う。	若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、啓発手法について有識者検討会における分析を行うとともに、被害者支援マニュアル等の作成を行う。	-	-	-	10,045	8,841	88.0%	-	-	-	-	-	50	7	4	-	内 閣 府	
94	II	1	(4)	①	①若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。	若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。	近年、若年層を対象とした暴力が多様化がみられ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。	5,518	2,399	43.5%	6,080	4,162	68.5%	-	-	-	-	139	74	7	1	-	内 閣 府	
95	II	1	(4)	①	情報発信活動の推進及び防犯教室の実施	子供や女性を対象とする性犯罪等は、被害者等の心に深い傷を残す重大な犯罪であり、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせるものである。 子供や女性を守る取組として、犯罪に至らない段階での未然防止及び自衛意識の向上のための情報提供や防犯教育、自治体や民間団体が参加するネットワークとの協働による広報啓発活動等の推進に努めている。	○情報発信活動の推進 子供や女性を対象とする性犯罪の萌芽と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止に係る啓発を促している。 ○防犯教室の実施 企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、犯罪被害の実態を踏まえた平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対処方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図っている。	○情報発信活動の推進 子供や女性を対象とする性犯罪の萌芽と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止に係る啓発を促している。 ○防犯教室の実施 企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、犯罪被害の実態を踏まえた平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対処方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図っている。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	-	-	警 察 庁

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく(平成30年度予算案等について)〔平成30年2月〕での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく(平成30年度概算要求等について)〔平成30年9月〕での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省		
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他			
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したも)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したも)	決算額	使用割 合 (%)										分 野	大 目 目
96	II 1 (4) ①		自撮り被害児童の心理特性に関する調査	児童ポルノ事犯は、平成27年における送致件数、被害児童数がいずれも統計を取り始めて以降最多となるなど深刻な情勢にある。特に、近年はだまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送られる「自撮り」被害が増加傾向にあり、平成27年は被害児童数の約4割を占め、被害の防止対策が急務となっている。 このような状況を受け、自撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する。	自撮り被害を抑止するための施策に活用するため、自撮り被害に遭った児童と被害に遭っていない児童の2つのグループを対象として、心理やインターネット利用に関するルール等を調査項目とする「自撮り被害に係る意識等の調査」を実施した。	-	-	-	35,842	32,316	90.2%	-	-	-	-	111、112	51	7	5	-	警察 庁	
97	II 1 (4) ①		児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発	児童買春事犯の被害児童数は、平成26年から増加に転じており、また、児童ポルノ事犯の被害児童数は、統計を取り始めた12年以降、最多となるなど深刻な情勢にある。 このような状況を受け、児童買春及び児童ポルノが児童の人権を侵害する悪質な犯罪であることを一般国民に周知することで、児童の性的搾取事犯から社会全体で児童を守る。	児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯は子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスター(日本ユニセフ協会、ECPAT共催)を作成し、毎年11月の「子供・若者育成支援強調月間」等に併せて掲出するとともに、同ポスターを警察庁のウェブサイトに掲載している。 また、児童ポルノの被害状況の分析結果を踏まえ、中・高校生向けの自撮り被害防止啓発用マンガ冊子及び動画コンテンツ(政府インターネットテレビを活用)を作成・配布(配信)している(平成29年度はポスター約3万3,000枚、自撮り被害防止啓発用マンガ冊子約2万3,000部作成)。	-	-	-	1,105	929	84.1%	-	-	-	-	111、112	51	7	5	-	警察 庁	
98	II 1 (4) ①	①暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組みとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。 児童の性的搾取に係る対策を推進する。	児童の性的搾取に係る対策の基本計画の翻訳	国際社会においては、国連特別報告者から訪日報告書の中で「娯楽産業において児童が性的商品として扱われている」と指摘されるなど、我が国における児童の性的搾取等に係る対策に対して厳しい目が向けられている。 一方、国内においては、平成28年4月以降、国家公安委員会が、児童の性的搾取等に係る対策に関し関係府省庁間の必要な総合調整等を行うこととなったところであり、これを受け28年4月以降、国家公安委員会は関係府省庁連絡会議を開催しており、29年度末には児童の性的搾取等に係る対策の基本計画を策定する予定である。 このような現状を受け、我が国における児童の性的搾取等に係る対策の基本となる前記計画を翻訳し、同計画の内容を諸外国に向け発信することにより、児童の性的搾取等に係る対策に関し、国際社会での我が国に対する評価の向上を図る。	子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)を英訳し、警察庁ウェブサイト(日・英)に掲載した。また、在京大使館等に配布するとともに、平成29年11月にIOP事務総局で開催された「第35回IOP児童に対する犯罪に関する専門家会合」や、29年12月に警察庁が主催した「第2回子供の性被害防止セミナー」等において周知した。	-	-	-	640	389	60.8%	-	-	-	-	111、112	51	7	5	-	警察 庁	
99	II 1 (4) ①		携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況の実態調査	インターネットに起因する犯罪から児童を守るためには、フィルタリングの利用率を高めることが必要である。また、保護者が児童のスマートフォン等にフィルタリングを利用するのは任意であることから、全ての保護者に接触する携帯電話の契約現場において、保護者にフィルタリングの説明・推奨が適切になされることが重要である。 このような状況を受け、フィルタリング利用に係る実態調査を実施するとともに、結果等を広報啓発することで、国民のフィルタリングに対する関心を高める。	フィルタリング利用に係る実態調査については、平成29年度予算要求が認められず実施を見送ったが、ネットの安全利用を推進するために「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」の一環として作成したリーフレット「STOP！ ネット犯罪」を警察庁ウェブサイトにおいて掲載するとともに、都道府県警察にデータを配布し、都道府県警察においてインターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための集中的な広報啓発を実施した。また、都道府県警察に対し、インターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための広報啓発活動を推進すること等を通達で指示した。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	111、112	51	7	5	-	警察 庁	
100	II 1 (4) ①		出会い系サイト及びコミュニティサイト利用等のインターネット利用に係る児童等の犯罪被害等を防止するための啓発資料の作成・配布	児童のスマートフォン所有率が上昇する一方、フィルタリング利用率の低調や、コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害児童数の増加等、児童を取り巻くインターネット利用に係る環境は極めて憂慮すべき状況にある。 このような状況を受け、スマートフォンに対応したフィルタリングの普及や児童のモラル教育の充実、広報啓発の推進を図ることで、コミュニティサイト利用等インターネット利用による犯罪被害等を防止する。	出会い系サイト及びSNSの利用に係る犯罪被害を防止するためのリーフレットを作成し、各都道府県警察を通じて中・高校生等に配布するとともに、警察庁ウェブサイトにおいて公開した。	3,086	2,884	93.5%	3,086	2,913	94.4%	-	-	-	-	111、112	51	7	5	-	警察 庁	
101	II 1 (4) ①		防犯教育の推進 (学校安全教室の推進)	車で連れ去られ監禁被害に遭う等、子供が登下校中に巻き込まれる事件・事故等が依然として発生しているため、学校における防犯教育を充実させ推進していく必要がある。	学校における防犯教室をはじめとする学校安全教室の講師となる教職員に対する講習会等を実施し、教職員の指導力の向上を図るとともに、小学校低学年向けリーフレットを作成・配布することによる効果的な防犯教育の推進を支援。	63,858 の内数	25,330 の内数	-	39,942 の内数	21,580 の内数	-	-	-	-	118	-	7	1	-	文部 科学 省		

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく(平成30年度予算案等について)〔平成30年2月〕での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく(平成30年度概算要求等について)〔平成30年9月〕での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省							
						平成28年度予算・決算額 (千円)					平成29年度予算・決算額 (千円)					法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他		2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他			
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い										その他		
																										分野	大 項目
2. 女性活躍のための安全・安心面への支援																											
(1) ひとり親家庭等への支援																											
102	II	2	(1)	①	民事執行法の 見直し	平成15年の民事執行改正により創設された財産開示手続について、債務者財産に関する情報開示としての実効性が必ずしも十分でなく、利用件数もそれほど多くはないという実情にあるとして、この制度の在り方を見直す必要があるとの指摘がされていることに加え、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、養育費の履行を確保するため、この制度について所要の検討をすることとされたことから、債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどの民事執行法の見直しについての検討を行う。	債務者財産の開示制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受を防止し、子の引渡し強制執行に関する規律を明確化するなど、民事執行法の見直しについて、平成28年9月に法制審議会への諮問がされ、同年11月以降、法制審議会民事執行法部会において調査審議が行われている。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	債務者財産の開示制度の実効性の向上等の民事執行法の見直しについて、平成28年9月に法制審議会への諮問がされ、同年11月に法制審議会民事執行法部会における調査審議が開始された。	145	18	8	1	-	法務省		
103	II	2	(1)	①	ひとり親家庭・ 多子世帯等自 立応援プロジェ クト	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。すべての子どもと希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を平成27年12月21日にとりまとめ、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとした。	(法務省) 養育費等の取決めに伴って解読したハンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形も含む。)を作成し、市区町村の窓口において離婚届書との同時交付を実施。  (厚生労働省) 平成30年度予算においては、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援(自立支援教育訓練給付金)高等職業奨励給付金の支給、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する予定である。	(内閣府) 3,396,633 (法務省) 6,337 (厚生労働省) 196,861,457	(内閣府) 201,274 (法務省) 6,619の内数 (厚生労働省) 180,114,869	(内閣府) 5.9 (法務省) 省一 (厚生労働省) 91.5	(内閣府) 1,612,590 (法務省) 4,928 (厚生労働省) 195,014,305	(内閣府) 253,309 (法務省) 5,834 (厚生労働省) 118.4 (厚生労働省) 89.0	-	-	-	-	-	-	-	143,144	16,17	8	1	-	厚生労働省・ 内閣府・ 法務省		
104	II	2	(1)	②	出張ハロー ワーク！ひとり 親全力サポータ キャンペーン (生活保護受給 者等就労自立 促進事業の一 部)	平成27年12月に閣議決定された「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」が示すように、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にあることから、安定した就労による自立の実現が必要となっている。こうしたことから、ハローワークにおける支援内容を知らしめ、支援策のより一層の活用を図るため、多くのひとり親が来所する児童扶養手当の現況届けの提出時期にあわせ、地方公共団体にハローワークの窓口を設置することで、児童扶養手当受給者を円滑にハローワークの就労支援につなげる。	8月の児童扶養手当の現況届けの提出の時期に合わせて、地方公共団体にハローワークの臨時相談窓口を設置する他、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への児童扶養手当受給者の誘導を強化する。また、キャンペーンの周知用チラシを地方公共団体から児童扶養手当受給者への郵送物に同封してもらう等、集中的に配布する。	6,247,821 の内数	6,050,643 の内数	-	7,076,407 の内数	6,697,786 の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	-	厚生労働省		
105	II	2	(1)	②	ひとり親家庭の 親の就労支援 ～ハローワーク のひとり親全力 サポートキャンペ ーン～ (助成金の活用 -拡充関係)	結婚、育児等で離職し長期のキャリアブランクがあるひとり親の中には、再就職に当たって、まずは試行的な雇用(有期雇用)を希望する者が一定程度いるため、試行的な雇用が有効である。 加えて、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げることが重要である。 また、キャリアアップ助成金の活用による正社員転換等も引き続き重要である。	平成28年度から、ひとり親について、試行的な雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金(現トライアル雇用助成金(一般トライアルコース))と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とし引き続き活用を促進している。また、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。	99,116,884 の内数	88,887,604 の内数	-	117,759,805 の内数	109,722,936 の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	-	厚生労働省		
106	II	2	(1)	②	マザーズハロー ワーク事業	本格的な人口減少時代に対応し、活力ある社会を維持するために、女性労働力の活用、特に出産・子育て等で離職した者への再就職支援が喫緊の課題となっている一方、「就業構造基本調査」では、就業を希望しながら求職活動を行っていない12歳未満の子どもを持つ女性が約137万人いると推計されており、そのような子育て女性等の再就職を促進する。 また、全国母子世帯調査では母子世帯数が123.8万世帯と、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあり、自立支援の充実が課題とされていることから、マザーズハローワークにおけるひとり親支援の体制の充実を行う。	子育て中の女性等を対象に、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保等、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。母子家庭の母等に対しては、専門相談員を配置し、就職支援の強化を図っている。	3,029,437	2,574,018	85.0%	3,345,837	2,913,010	87.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	-	厚生労働省

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省	
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017 (通し番号) (※1)	2018 (通し番号) (※2)	関連性の高い分野	その他				
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用増増額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用増増額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)												
107	II 2 (1) ③		子供の未来応援国民運動の推進	子供の未来応援国民運動の推進	貧困の世代間連鎖の解消等を目的として、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)等に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進している。 内閣府では子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報の収集・提供や民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進することとされており、平成27年10月「子供の未来応援国民運動」を始動させた。  支援情報の一元的な集約・提供(各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備)、企業等による支援活動とNPO等の支援ニーズのマッチング事業、「子供の未来応援基金」によるNPO等への支援などを通じて、国民の幅広い理解と協力の下に官公民の連携・協働プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を促進する。	190,822	100,454	52.6%	124,152	109,248	88.0%	-	-	-	-	146	19	8	1	-	内閣府		
108	II 2 (1) ④		沖縄子供の貧困緊急対策事業	沖縄子供の貧困緊急対策事業	沖縄の子供を取り巻く環境は、母子世帯の出現率が高く、全国と比較して特に深刻な状況である。 沖縄の将来を担う子供達の貧困は、子供の生活と成長に様々な影響を与え、貧困の連鎖により沖縄の社会全体に影響を与えることから、国が主導して、緊急的・モデル的に支援員の配置と子供の居場所づくりを行うこととした。  ○子供の貧困対策支援員の配置 市町村において、子供の貧困に関する各地域の状況を把握し、支援を要する子とその世帯を関係機関につなぐ役割を担う「子供の貧困対策支援員」を配置する。 ○子供の居場所の運営支援 市町村及び県において、子供が安心して過ごせる居場所の運営を支援する。 ○事業の成果の分析・評価・普及 沖縄県において、事業の成果を分析・評価し、好事例の普及を図る。	1,000,000	757,907	75.8%	1,102,467	1,046,716	94.9%	-	-	-	-	147	20	8	1	-	内閣府		
(2)被災地への支援																							
109	II 2 (2) ①		復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の視点の浸透活動	復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の視点の浸透活動	復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、被災地等において、パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演などの、男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらうための具体的な取組を以下のとおり実施。 ・「東日本大震災5周年復興フォーラム」において、被災地で活躍する女性企業家にフォーカスし、ブース出展や、総理大臣と女性企業家の方々で「企業経営における女性ならではの視点」をメインに座談会を実施(平成28年6月)。 ・「交流モーター東京～「新しい東北」を創る人々～」の「女性活躍DAY」において、復興と女性の関わり等についてのパネルディスカッション等を実施(平成28年6月)。 ・復興及び内閣府が主催した「熊本地震からの復興を考える～これからのコミュニティ再生を中心に～」において、東日本大震災・過去の災害の教訓を、男女共同参画や災害時支援者などの多様な視点から、熊本に伝達するシンポジウムを実施(平成29年1月)。 ・「いわて男女共同参画フェスティバル2017」において、「『まちづくり』への女性の関わり方について」と題し、「まちづくり」への女性の意見の反映について考える分科会を実施(平成29年6月)。 ・若手県男女共同参画サポーター養成講座公開講座において、男女共同参画の視点を踏まえた、復興における地域コミュニティの再生を事例から学ぶ講座を実施(平成29年9月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	178	206	11	2	-	復興庁
110	II 2 (2) ②		男女共同参画の視点による熊本地震対応状況調査	男女共同参画の視点による熊本地震対応状況調査	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)では地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することとしている。 平成28年熊本地震では、男女共同参画の視点や意見の反映等について、様々な場面において、問題点や課題が指摘されている。 そのため、震災後速やかに本調査を行い、被災地における地方公共団体、民間団体等の震災時の対応状況等の把握や各種事例を収集し、男女共同参画の視点に基づいてそれらの分析・検討を行うことにより、今後我が国で起こりうる災害に対する防災施策に早急に応答する必要がある。  熊本地震の発生に伴い、被災地熊本における地方公共団体、民間団体等の震災時の対応状況(避難所運営、支援機関との連携)等を把握するためアンケート調査、インタビュー調査を行った。また有識者による検討会を設置し調査事項の検討、結果の分析を行った。	8,066	7,715	95.6%	-	-	-	-	-	-	-	179	-	11	1	-	内閣府		
3. ライフイベントや性差に即した支援の強化																							
(1)女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進																							
111	II 3 (1) ①		医学教育における女性の健康・性差医療に関する事項の推進	医学教育における女性の健康・性差医療に関する事項の推進	平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」に基づき、包括的な健康支援のための体制の構築に向けて、女性の健康の包括的支援等に係る積極的な取組を促進するため、関係者等へ働きかけを行う。  医学教育関係者が集まる全国会議等で、当該施策に係る積極的な取組推進の周知を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1	-	文部科学省			
112	II 3 (1) ①		女性の健康の包括的支援総合研究	女性の健康の包括的支援総合研究	これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでは妊娠・出産や疾病等に着目して行われてきた。 このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であることから、女性の心身の特性を踏まえた、科学的エビデンスに基づく、包括的に統合的な支援体制を構築する必要がある。  女性の健康の包括的支援のため、以下の研究を行う。 ・女性の健康の包括的支援のための情報収集・情報発信と医療提供体制等に関する研究 ・女性ホルモンに着目した疫学研究や介入研究を用いた予防法の開発 等	197,957	196,118	99.1%	184,059	183,238	99.6%	-	-	-	-	148	5	6	1	-	厚生労働省		

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算案等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係			担当 府省
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他		
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)									分野	
113	II 3 (1) ②	②個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立を支援する企業の事例等を周知・啓発する。	企業における不妊治療と仕事の両立の支援に関する好事例の周知・啓発	個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療と仕事の両立を支援する企業の好事例を周知・啓発する。	不妊治療に特化した休暇取得制度等、企業における不妊治療と仕事の両立を支援する好事例について、男女共同参画局のウェブサイト上で紹介した。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	-	内閣府

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省				
						平成28年度予算・決算額 (千円)					平成29年度予算・決算額 (千円)					法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他		2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)													
114	Ⅱ 3 (1) ②	②個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立を支援する企業の事例等を周知・啓発する。	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	○対象治療法 体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。) ○対象者 ①特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦 ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦 ○給付の内容 ①1回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円) ②①のうち初回の治療に限り30万円まで助成 ③精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は15万円まで助成 ※通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回(40歳以上であるときは通算3回)まで ○所得制限 730万円(夫婦合算の所得ベース)	18,482,878 の内数	15,121,065 の内数	-	20,594,098 の内数	15,650,911 の内数	-	-	-	-	-	-	150	-	6	2	-	厚生 労働 省		
115	Ⅱ 3 (1) ②		不妊専門相談センター事業 (不育症専門相談窓口)	不妊に関する相談指導や不妊治療に関する正確な情報提供等を行い、不妊・不育に悩む方に対する適切な相談支援体制の構築を図る。	・不妊・不育について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等が、医学的な相談や心の悩み等について相談指導や情報提供を実施するとともに、不妊相談を行う専門相談員の研修等を実施した。 (平成29年7月1日現在 不妊専門相談センター実施箇所数 6箇所)	18,482,878 の内数	15,121,065 の内数	-	20,594,098 の内数	15,650,911 の内数	-	-	-	-	-	-	151	8.9	6	2	-	厚生 労働 省		
116	Ⅱ 3 (1) ②		不妊治療と仕事の両立に関するリーフレットによる周知・啓発	雇用保険法等の一部を改正する法律案の国会審議や、当法律案に係る附帯決議(平成28年3月)において、不妊治療と仕事の両立について指図がなされている。 また、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、不妊治療をしながら働いている方の実態調査を行うこととされており、不妊治療と仕事の両立についての対策が求められている。	仕事と不妊治療との両立に関する実態調査を行うとともに、事業主や労働者向けに不妊治療の内容や職場での配慮のポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度などを紹介するリーフレット等を作成・配布した。	-	-	-	8,412	8,377	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	-	厚生 労働 省		
Ⅲ 女性活躍のための基盤整備																								
1. 子育て基盤等の整備																								
(1) 待機児童解消に向けた子育て基盤の整備																								
117	Ⅲ 1 (1) ①	①少子化社会対策大綱に基づき、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め1兆円程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を確実に実行。	子ども・子育て支援新制度の実施	子ども・子育て新制度については、社会保障・税一体改革に関する確約書(社会保障部分)(平成24年8月15日自民党・公明党・民主党)において、「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円程度の財源が必要」とされており、消費税財源から確保する0.7兆円程度の必要額、及び更なる「質の向上」を実施するための0.3兆円超の財源を確保し、「量的拡充」及び「質の向上」を着実に実施していく。	・保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)。 ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)。	769,926,418	755,212,708	98.1%	948,074,484	940,665,118	99.2%	-	-	-	-	待機児童解消のため、税制上の優遇措置を拡充。 定員1名増	-	157、158、159	178、179、183、184、196	9	1	-	内閣府	
118	Ⅲ 1 (1) ②	②待機児童解消を目指すための保育の受け皿50万人分の拡充に対応して平成29年度末までに必要となる保育人材9万人程度の確保に向け、一定要件を満たせば返済不要となる修学資金貸付や就職準備金の貸付により、保育士の新規資格取得者や再就職者を増やすとともに、安定財源を確保しながら、保育士の処遇改善等をきめた総合的な保育人材確保策に取り組み。また、保育士の負担軽減やチーム保育に取り組む保育所への支援を行う。 さらに、国家戦略特区において、地域限定保育士事業を活用した保育士の確保促進や、用地確保が困難な地域における都市公園内の保育所設置の特例を活用した保育所整備に取り組む。	国家戦略特別区域限定保育士事業 ・都市公園占用保育所等施設設置事業	国家戦略特別区域限定保育士事業は、保育士不足を解消するため、特区内の都府県等が行う国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者が、3年間は各当該都府県等の区域内で勤務することを条件とした「地域限定保育士」の資格を付与し、通常の保育士試験に加え、複数回の試験を実施しやすくなるもの。 都市公園占用保育所等施設設置事業は、待機児童の解消に資するため、都市公園における保育所等を設置するための都市公園の占用を認めることにより、用地不足に悩む都市部において保育所設置を促進するもの。	○国家戦略特別区域限定保育士事業 平成27年度に3区域4自治体が初めて活用し、通常の保育士試験に加え、地域限定保育士試験を実施した。28年度以降、全国的に通常の保育士試験が2回行われるようになったため、29年度に活用したのは、2区域2自治体に留まった。30年度は、1自治体で試験事務の実施主体として多様な法人を活用予定。 ○都市公園占用保育所等施設設置事業 本特例措置については平成29年の都市公園法の改正により全国措置化。全国措置化するまでには、4区域6自治体が活用し、一定の待機児童の削減に寄与した。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161、162	180、182	9	1	-	内閣府		

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算案等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係				担当 府省	
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い		その他			
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)							分野	大 項目				
119	Ⅲ 1 (1) ②	②待機児童解消を目指すための保育の受け皿50万人分の拡大に対応して平成29年度末までに必要となる保育人材9万人程度の確保に向け、一定要件を満たせば返済不要となる修学資金貸付や就職準備金の貸付により、保育士の新規資格取得者や再就職者を増やすとともに、安定財源を確保しながら、保育士の迅速改善等を念めた総合的な保育人材確保策(取り組む、また、保育士の負担軽減やチーム保育に取り組む)保育所への支援を行う。	保育士修学資金貸付等事業	保育士資格の新規取得者の確保や離職者の再就職支援も含めた総合的な対策を講ずることにより、保育の受け皿拡大に併い必要となる保育人材の確保を図る。	・保育士修学資金貸付 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、卒業後、保育所等において5年間勤務した場合、返還を免除する。 ・就職準備金貸付 潜在保育士が再就職する際の就職準備金を貸し付け、保育所等において2年間勤務した場合、返還を免除する。  (二次補正) 再就職支援のための就職準備金の増額を行った。	58,666,622の内数	33,249,508の内数	-	7,382,165の内数	6,504,125の内数	-	-	-	-	-	158	177	9	1	-	厚生労働省		
120	Ⅲ 1 (1) ③	③夜勤等により様々な時間帯に働く従業員のニーズに対応するため、改正後の子ども・子育て支援法に基づき、企業による柔軟な事業所内保育の整備(5万人分)や、ベビーシッター派遣サービスの利用を支援する。	仕事・子育てで両立支援事業	25~44才の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分としたところ、うち5万人分の保育の受け皿整備の支援及び従来の子ども・子育て支援に加え、週間・休日のほか短時間の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育てで両立に対する支援を行う。	・事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、運営に係る経費及び受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。 ・多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を支援し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。	80,033,320	79,644,834	99.5%	131,327,517	131,264,712	99.95%	事業主 拠出金の 拠出率を 0.2%か ら 0.23% へ引き 上げ	待機児童 解消のた め、税制 上の優遇 措置を拡 充  定員1名 増 (通し番 号117) 「子ども 子育て支 援新制度 の実施の 再掲」	-	157	178	9	1	-	内閣府			
(2)家事・子育て・介護支援の充実																							
121	Ⅲ 1 (2) ①	①社会全体で子育てに取り組むため、男性の家事・育児への参画が容易となる。従来からの家事負担が軽減され、また、子育てをしやすい商品・サービスの開発・促進に企業が積極的に関与することを目的とする企業コンソーシアムの組織を支援するとともに、開発された商品・サービスの普及を支援する。	子ども・子育てを社会全体で受け入れる運動	女性の活躍を阻害している要因には、家事・育児が社会において家庭の工夫で行うものと考えられており、家庭の負担がなかなか減っていないことがあると考えられる。また、女性の家事・育児負担を減らしていくためには男性が家事・育児等に主体的に参加することが必要であるが、家事・育児が未だに女性のものと考えられており、男性が家事・育児をしやすくなるようなサービス・商品が少なく、男性が家事・育児に参加しづらい状況が社会が作り出している。こうした社会の意識を変えていくためには、社会を構成する重要な構成員である企業の活力をうまく活用していくことがカギとなる。企業によっても、女性の活躍や子育て支援という面で、企業のビジネスと両立し得るようなサービス・商品を作り出していくことができれば、企業に求められる社会的貢献とビジネス上の利益の双方を実現することができ、望ましい。 家事・育児を家庭で女性だけが担うのではなく、男性や、社会全体とも分ち合っていくような社会環境を作り、男女双方がめぐる社会全体の意識を変革していくことが目指していく。	・平成29年度に実施された「第11回キッズデザイン賞」の後援 ・「第11回キッズデザイン賞」優秀賞への経済産業大臣賞の交付(平成29年9月25日) ・「第11回キッズデザイン賞」結果概要の公表	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	経済産業省		
122	Ⅲ 1 (2) ②	②仕事と家事等の両立支援だけではなく、女性が活躍する分野としての観点も含め、共働き世帯等の民間家事支援サービス利用の喚起や、家事支援サービスにおける担い手の確保を図るため、サービスの利用者や求職者のニーズ、条件等を調査分析し、ミスマッチの解決方法を検討の上、家事支援サービスの活用促進策を実施する。また、国家戦略特区における家事支援外国人受入事業の活用を図る。	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」は、国家戦略特別区域の区域内において外国人材が炊事、洗濯、掃除、買物等の家事支援サービスを提供することにより、女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応等を図ることを目的に実施するもの。	本事業は、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」を定めた区域計画が内閣総理大臣に認定された場合に、国と地方自治体で構成する第三者管理協議会による管理体制の下、受入企業に雇用され利用世帯において家事支援サービスを提供する外国人材の入国・在留を認めるもの。 東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県において第三者管理協議会を設置し、東京都、神奈川県、大阪府において家事支援外国人材の受け入れを行っている。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	163	181	3	1	-	内閣府	
123	Ⅲ 1 (2) ②	②仕事と家事等の両立支援だけではなく、女性が活躍する分野としての観点も含め、共働き世帯等の民間家事支援サービス利用の喚起や、家事支援サービスにおける担い手の確保を図るため、サービスの利用者や求職者のニーズ、条件等を調査分析し、ミスマッチの解決方法を検討の上、家事支援サービスの活用促進策を実施する。また、国家戦略特区における家事支援外国人受入事業の活用を図る。	民間人材サービス活用検討事業(家事支援サービス分野)	共働き世帯の増加により、家事支援サービスのニーズは増加しているが、サービスの利用が普及していない。一方で、家事支援サービスの担い手は人手不足状況にある。その背景には、求人者側において、家事支援サービスの利用モデル・料金等のイメージが知られていないこと等、求職者側においては、他人の家庭に入っていくことへの抵抗感や、比較的高い賃金水準であることが知られていない等の要因が考えられる。 こうした家事支援サービスの需要側・供給側それぞれが、十分に顕在化していない要因について調査分析を行うとともに、ミスマッチの原因、解決方法を検討した上で、その結果を民間人材サービスの要する工夫等に活用し、労働市場における需給のミスマッチの解消及び働く女性の家事負担軽減を図る。	平成28年度は、家事支援サービス利用者・未利用者等に対する調査を実施し、調査結果の分析・検討の結果を踏まえたパンフレット等を作成し、これらを活用したガイダンス等を開催。 平成29年度は、家事支援サービス事業者へヒアリングを行い、家事支援サービス利用の好事例集とハンドブックを作成、全国の民間人材サービス事業者等への説明会及びガイダンスを開催。 平成30年度は、求人者の雇用管理に関するアドバイスを資する好事例を収集するためのヒアリング調査を行い、好事例集とハンドブックを改訂、これらを活用したガイダンス等を開催する。	21,270	19,812	93.1%	21,249	20,429	96.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	厚生労働省

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省				
						平成28年度予算・決算額 (千円)					平成29年度予算・決算額 (千円)					法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他		2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算費使用額 及び流用増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算費使用額 及び流用増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	分野	大 項目									
124	Ⅲ 1 (2) ③	③国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における妊娠、出産、育児等に係る申請手続などの子育て関連の申請等手続について、その手続を希望する者が、必要書類をそろえて地方公共団体の窓口へ赴くことや書類の郵送をすることなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続が行えるよう、マイナンバー制度を活用したサービスのワンストップ化について検討を行い、地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始(平成29年7月)以降、速やかに実現する。その際、子供の健診や予防接種等のタイミングに合わせて個別に通知を送る仕組み等についても併せて検討する。	参考:「子育てワンストップサービス」の検討	(参考) 我が国が進む超少子高齢社会の諸課題の解決のため、特に、「一億総活躍」、「女性活躍推進」等の実現のための具体的な取組として、マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの改革を検討。妊娠、出産、育児等に係る、国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における子育て関連の申請等手続について、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続を行うことができるよう検討。	(参考) マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化をタスクフォース等で検討を行い、関係府省庁と連携し、地方公共団体の情報提供ネットワークシステムの運用が開始される平成29年7月より、順次運用を開始。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	内閣官房		
124-2	Ⅲ 1 (2) ③	③国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における妊娠、出産、育児等に係る申請手続などの子育て関連の申請等手続について、その手続を希望する者が、必要書類をそろえて地方公共団体の窓口へ赴くことや書類の郵送をすることなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続が行えるよう、マイナンバー制度を活用したサービスのワンストップ化について検討を行い、地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始(平成29年7月)以降、速やかに実現する。その際、子供の健診や予防接種等のタイミングに合わせて個別に通知を送る仕組み等についても併せて検討する。	「子育てワンストップサービス」の実現	「世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日改定)」に基づき、平成29年7月に予定されている情報提供ネットワークシステムの本格運用に併せ、マイナンバーを活用して利用者のニーズに合致したサービスが一覧として俯瞰できる仕組みを構築する。 また、利用者が比較的多く、国民のニーズや関心も高いと思われる児童手当、乳幼児健診や予防接種、乳幼児の教育・保育施設の利用などの手続の中で、オンライン申請が可能なる手続については、順次、マイナンバーを活用して最適なサービスをプッシュ型でお知らせできるよう、地方公共団体への働きかけやサポートにも取り組む。	子育て関連手続であって、これまで自治体窓口で個別に出向いて行う必要があった手続について、マイナンバーで検索し、マイナンバーカードで電子署名を付して申請することができるよう、平成28年12月に取りまとめた「ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム」に基づき、全市区町村での参加を促進し、平成29年夏頃からの全市区町村でのサービス提供開始を図る。	-	-	-	5,639,057の内数	5,381,583の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	内閣府		
125	Ⅲ 1 (2) ③	③国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における妊娠、出産、育児等に係る申請手続などの子育て関連の申請等手続について、その手続を希望する者が、必要書類をそろえて地方公共団体の窓口へ赴くことや書類の郵送をすることなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続が行えるよう、マイナンバー制度を活用したサービスのワンストップ化について検討を行い、地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始(平成29年7月)以降、速やかに実現する。その際、子供の健診や予防接種等のタイミングに合わせて個別に通知を送る仕組み等についても併せて検討する。	公的個人認証サービス活用推進事業	「日本再興戦略2016」に基づき、平成29年7月からマイナンバーの本格運用開始に向けて、子育て関連の申請に関するワンストップサービスを速やかに実現する必要がある。	これまでのマイナンバーカード1枚で保育所利用申請手続が完了するためのセキュアな認証連携や企業・自治体の生産性向上のための電子私書箱機能のあり方等に係る技術面・運用面の検証の結果を踏まえ、平成29年度に保育所入所申請をユースケースとして、電子私書箱を活用した実証実験を実施。 今後子育て関連の申請に関するワンストップサービスの実現に向けて、課題を洗い出し、実用化・普及拡大を図る。	740,000 +350,000の内数	167,400の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	総務省		
126	Ⅲ 1 (2) ④	④大学等において女性が子育てをしながら学習・研究しやすい環境を整備するため、大学と地方公共団体等が連携した保育施設や保育サービスの提供に関する先進事例の把握や実証的検証等を通じて、大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築し、全国に普及させることと、学びから就労への円滑な移行など、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討することとされている。 また、平成28年6月2日に閣議決定された「二億一億総活躍プラン」においては、若者へ職業や家庭、将来について実践的に考える機会を提供するため、実践的教材を用いた学習の実施などを推進するとされている。	男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業	「女性活躍加速のための重点方針2016」において、大学等において女性が子育てをしながら学習・研究しやすい環境を整備するため、大学と地方公共団体等が連携した保育施設や保育サービスの提供に関する先進事例の把握や実証的検証等を通じて、大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築し、全国に普及させることと、学びから就労への円滑な移行など、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討することとされている。 また、平成28年6月2日に閣議決定された「二億一億総活躍プラン」においては、若者へ職業や家庭、将来について実践的に考える機会を提供するため、実践的教材を用いた学習の実施などを推進するとされている。	平成29年度においては、大学等、地方公共団体、男女共同参画センター、産業界等の関係機関が連携し、子育て等により離職した女性の学びとキャリア形成・再就職支援を地域の中で一体的に行う仕組みづくりに関するモデルを構築するため、実証事業を行う。また、取組の普及啓発を図るため、研究協議会を開催した。 また、平成30年度においては、引き続き実証事業、研究協議会を行うとともに、男女共同参画のための女性の学び・キャリア形成支援を推進するための調査研究を実施し、課題等の実態を把握・分析し、成果を各地域において活用し、より効果的な取組の推進を図る。	-	-	-	30,624	26,171	85.5%	-	-	-	-	-	34	103,106	10	3	-	文部科学省		
127	Ⅲ 1 (2) ⑤	⑤妊娠、出産、子育てに関する知識や各種の支援制度等について必要な情報が得られるよう、「子育て世代包括支援センター」について、市町村での設置の努力義務等の法定化を盛り込んだ児童福祉法改正法案の早期成立を図り、全国展開して総合的相談支援を提供する。また、出産後の復職・再就職や仕事と子育ての両立に関する知識が得られるよう、「仕事と育児カラムバック支援サイト」を通じて情報提供や相談支援を行う。	子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開	妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する「子育て世代包括支援センター」については、平成27年度より子ども子育て支援新制度に基づく利用者支援事業を活用して実施してきたところであり、同センターの設置根拠を法律上明確に位置づけること等により、全国展開に向けた取組を実施する。	第190回国会において、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)が平成28年5月27日に成立し、同年6月3日に公布され、同法において母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターの法定根拠を設けた(平成29年4月1日施行)。また、同センターの平成32年度までの全国展開に向けて、平成29年8月にセンターの具体的な業務の内容や運営上の留意点に係るガイドラインを策定し、自治体に対して周知を行った。(平成29年4月1日現在 実施箇所数1,106箇所 525市区町村)	98,175,565の内数(内閣府予算)	87,518,072の内数(内閣府予算)	-	107,617,268の内数(内閣府予算)	102,520,651の内数(内閣府予算)	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	-	厚生労働省		
128	Ⅲ 1 (2) ⑤	⑤妊娠、出産、子育てに関する知識や各種の支援制度等について必要な情報が得られるよう、「仕事と育児カラムバック支援サイト」を通じて情報提供や相談支援を行う。	仕事と育児カラムバック支援サイト	働き続けたいという意欲を持ちながらも、出産・育児を機に退職せざるを得ない女性が依然としており、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮するためには更なる環境整備が必要となっている。 このため、育児休業取得や、育児等を理由とする離職により、一定期間にわたって仕事から離れた労働者が復職するに当たり、職場復帰への不安を解消し、職業能力の維持回復を図る取組を行う。	育児休業からの円滑な職場復帰、また育児等を理由で一旦退職したものの仕事と育児を両立しつつ、再就職することを希望する方を支援するため、「仕事と育児カラムバック支援サイト」を運営し、メール相談や育児休業の取得・復帰に役立つ情報や地域の再就職のためのセミナー情報などの情報提供を行う。	136,018の内数	118,800の内数	-	134,101の内数	129,600の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	3	5	-	厚生労働省		

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省			
						平成28年度予算・決算額 (千円)			平成29年度予算・決算額 (千円)			法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い					
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額	使用割 合 (%)							分野	大 項目				
																					その他	その他	
129	Ⅲ 1 (2) ⑥		地域医療介護 総合確保基金	団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題である。このため、消費税増加分等を活用した財政支援制度(本基金)を平成27年度に創設し、各都道府県に設置することとしたところであり、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、各都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。 ・地域密着型サービス施設整備助成事業 ・介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 等	42,290,000	42,290,000	100.0%	42,290,000	38,882,012	91.9%	-	-	-	-	164,169	-	9	1	-	厚生 労働 省		
130	Ⅲ 1 (2) ⑥		介護福祉士修 学資金等貸付 制度における 再就職準備金 貸付事業の拡 充	○「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護の受け皿を38万人分以上から50万人分以上へ拡大することに伴い、2020年代初頭までに25万人の介護人材の確保に取り組む必要があり、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)では、対応の方向性として、「介護福祉士を目指す学生・生徒が、一定期間就労した場合に返還を免除する修学資金貸付制度や、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金貸付制度を充実する。大都市、被災地等の人材確保が特に困難な地域で、新たに開設する介護施設等については、人材確保が施設整備の妨げとならないよう、再就職準備金貸付制度の活用を図る。」とされている。 ○このため、介護福祉士修学資金等貸付制度における再就職準備金貸付事業の拡充を図る。	大都市、被災地等の人材確保が特に困難な地域において、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金貸付制度の活用を図るため、貸付額の上乗せや貸付対象者の要件緩和を行った。	997,740	997,740	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	厚生 労働 省			
131	Ⅲ 1 (2) ⑥	⑥「介護離職ゼロ」の実現を目指し、2020年代初頭までに介護の受け皿の整備量を50万人分以上に拡大する。また、介護人材25万人の確保に向け、一定要件を満たせば返済不要となる介護福祉士を目指す学生への修学資金等の貸付や潜在介護人材への再就職準備金の貸付を充実させるとともに、介護人材の待遇改善や介護サービスの生産性向上等により、総合的な人材確保対策に取り組む。	介護人材の処遇改善	介護人材の処遇について、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、平成29年度(2017年度)からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。 (参考)「ニッポン一億総活躍プラン」(抜粋)(平成28年6月2日閣議決定) 「介護人材の処遇については、競合他産業との資金差がなくなるよう、平成29年度(2017年度)からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。なお、障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討する。」	介護人材の確保等を図るため、従来の介護職員処遇改善加算を継続するとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、平成29年度介護報酬改定において、キャリアアップの仕組みを構築した事業所を評価する加算を設け、月額平均1万4千円の処遇改善を行った。	-	-	-	28,861,221	-	-	-	-	-	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等を改正し、平成29年4月1日から施行。	165	186	9	1	-	厚生 労働 省		
132	Ⅲ 1 (2) ⑥		介護ロボット開 発等加速化事 業	一億総活躍社会の実現に向けた取組である「介護離職ゼロ」を目指すためには、必要な介護サービスを確保する観点から、介護職員の労働負担を軽減し、生産性の向上に資する取組が重要である。 近年、介護職員の労働負担の軽減に資する介護ロボットが開発されているが、その開発・普及の加速化に向けて、介護現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の開発など、各段階で必要な支援を行う。	・ニーズ・シーズ連携協議のための協議会の設置 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置した。 ・福祉用具・介護ロボット実用化支援事業 介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備した。 ・介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業 介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施した。	304,627	171,804	56.4%	300,090	212,163	70.7%	-	-	-	-	-	-	166	191	9	1	-	厚生 労働 省
133	Ⅲ 1 (2) ⑥		介護ロボットの 導入支援及び 導入効果実証 研究事業	一億総活躍社会の実現に向けた取組である「介護離職ゼロ」を目指すためには、必要な介護サービスを確保する観点から、介護職員の労働負担を軽減し、生産性の向上に資する取組が重要である。 近年、介護職員の労働負担の軽減に資する介護ロボットが開発されているが、こうした介護ロボットの導入を推進するため、介護施設等への導入支援を行うとともに、導入した場合の介護業務の効率化・負担軽減効果について実証検証を行う。	・介護現場や民間企業などの関係者で構成する「介護ロボット導入効果検証委員会」を立ち上げ、介護ロボットの導入により期待できる介護の負担軽減効果等を検証するための実証計画を策定した。 ・実証計画に基づき、導入効果のデータを測定・収集するため、介護ロボットを活用した場合・しない場合の介護業務についてタイムスタディ等を実施した。 ・得られた結果を踏まえ、平成30年度介護報酬改定において、見守り機器を導入して効果的に介護が提供できる場合にも夜勤職員配置加算を算定できるよう見直しを行った。	402,773	339,120	84.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	厚生 労働 省	
134	Ⅲ 1 (2) ⑥		ICTの活用等 による効果的・効 率的なサービス 提供の支援事 業	一億総活躍プランにおいて、「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービスを支える人材確保に向けた取組として、ICTの活用によるペーパーレス化による文書量の半減などが盛り込まれている。 ・規模の大きい介護事業所では、ICTを活用したペーパーレス化等による業務効率化を図り、生産性向上に向けた取組が進められているが、規模の小さい介護事業者についてもICTの普及による生産性向上に向けた取組を推進することが必要である。	平成28年度の「居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業」で作成した「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き」について、29年度に規模の小さい事業者を対象として試行的事業を行い、その結果を踏まえた改訂を行った。	-	-	-	229,782	35,378	15.4%	-	-	-	-	167,168	190	9	1	-	厚生 労働 省		

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算要求等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	項目	重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成29年1月時点)	施策の実施状況 (平成30年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同 参画基本計画 との関係		担当 府省						
						平成28年度予算・決算額 (千円)					平成29年度予算・決算額 (千円)					法令・ 制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他		2017 (通し番 号) (※1)	2018 (通し番 号) (※2)	関連性の 高い	その他		
						歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)	決算額	使用割 合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したものを)										決算額	使用割 合 (%)
2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備																										
(1) 税制・社会保障制度等の見直し																										
135	Ⅲ	2	(1)	①	<p>①女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について、働きやすい制度となるよう検討を進め、下記のとおり取組を進める。</p> <p>・税制については、平成27年11月に政府税制調査会において取りまとめられた「論点整理」等を踏まえ、個人所得課税における諸控除の在り方の見直しについて、幅広く丁寧な国民的議論を進めていく。</p> <p>・社会保障制度については、年金機能強化法による平成29年10月からの大企業における被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大に加え、平成28年10月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開いたの制度的措置を講ずるとともに、平成28年10月の適用拡大の施行の状況、就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていく。その際、就業調整を妨ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通して、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底を図る。</p> <p>・国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。</p> <p>・民間企業における配偶者手当についても、「配偶者手当の在り方の検討に關し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。</p>	<p>女性働きやすい制度等への見直し</p>	<p>『日本再興戦略(改訂2014)』では、「働きやすい中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとされた。これを踏まえ、平成28年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性が働きやすい税制・社会保障制度、配偶者手当等への見直しについては、働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。</p>	<p>・税制については、平成29年度税制改正において、女性を含め、働きやすい就業調整を意図せず働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しを行い、平成30年分の所得税から適用されている。</p> <p>・社会保障制度については、平成28年10月からの大企業における短時間労働者への適用拡大の施行に加えて、中小企業における短時間労働者についても、労使の合意に基づき企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案が第192回臨時国会において成立し、29年4月から施行。この適用拡大を実施し、併せて賃金を引き上げた場合の助成制度をキャリアアップ助成金に創設した。また、年金機能強化法附則第2条に基づき、更なる適用拡大について、31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>・国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成28年8月の人事院勧告を実施するため、同年11月に一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が改正され、29年4月から、段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなどの見直しが行われている。</p> <p>・民間企業における配偶者手当についても、「配偶者手当の在り方の検討に關し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促した。</p>	41,045,208 の内数	48,547,027 の内数	-	65,993,129 の内数	77,745,890 の内数	-	<中小企業における被用者保険の適用拡大>第192回臨時国会において成立 <配偶者控除等への見直し>平成29年度税制改正において見直しを実施 <国家公務員の配偶者に係る扶養手当の見直し>第192回臨時国会において成立	経済財政諮問会議、政府税制調査会等にて議論	172	201	1	5	-	内閣府、内閣人事局、人事院、総務省、財務省、厚生労働省				
(2) 旧姓の通称としての使用の拡大																										
136	Ⅲ	2	(2)	①	<p>①住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。</p> <p>また、国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける。</p> <p>さらに、通称使用の実態、公的証明書や各種国家資格制度における現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進める。</p>	<p>通称使用の現状と課題に関する調査</p>	<p>社会において、旧姓を通称として使用しながら活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧姓を通称としてより使用しやすくなるよう、制度の周知を含め、通称使用の拡大の取組を進める。</p>	<p>平成28年度内閣府委託調査として、旧姓使用の状況に関する調査を実施し、同報告書を男女共同参画局ホームページに公表している。また、各種国家資格における旧姓使用の状況及び国家公務員・地方公務員の旧姓使用の状況について、29年5月に男女共同参画会議重点方針専門調査会で調査結果を報告した。</p> <p>なお、平成29年7月に、銀行口座、職場等において旧姓使用が可能となるよう、関係団体に対し周知協力依頼を行った。また、同年8月に、国家公務員の旧姓使用について、対外的な法令上の行為を含め、原則として旧姓使用を認めることとする各府省庁間の申し合せが行われた。</p>	11,374	9,644	84.8%	-	-	-	-	-	-	-	203	9	1	内閣府				
137	Ⅲ	2	(2)	①	<p>①住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。</p> <p>また、国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける。</p> <p>さらに、通称使用の実態、公的証明書や各種国家資格制度における現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進める。</p>	<p>マイナンバーカード等への旧姓併記等の推進</p>	<p>政府は、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創るための大きな目標である「希望出生率1.8」の実現に向け、「女性活躍」を中核と位置付け取り組むこととしている。そのため、女性の一人ひとりが自らの希望に応じた活躍できる社会づくりが重要であるとし、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とするもの。</p>	<p>マイナンバーカード等への旧姓併記に係る住民基本台帳法施行令等の改正及びシステム改修等(カード管理システム等の全国システムの改修や1,741市区町村の既存住基システムの改修等)を行い、平成31年11月を目途にマイナンバーカード等への旧姓併記が可能とするもの。</p>	9,378,763	0	0%	19,400,678	7,492,152	38.6%	住民基本台帳法施行令等の改正	機構(個人番号カード企画官)として人増	-	173	202	9	1	総務省				

※1 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2 「2018(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成30年度概算案等について(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。